

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

(1) 議案第 29 号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について 1

(2) 議案第 36 号

三重県建築基準条例の一部を改正する条例案について 3

(3) 議案第 37 号

工事請負契約について 5

2 所管事項

(1) 『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る
意見」への回答について 9

(2) みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案について 11

(3) 三重県都市計画区域マスタープランの改定について 21

(4) 三重県流域下水道事業への公営企業会計の適用（条例改正）及び
三重県流域下水道事業経営戦略（仮称）の策定について 41

(5) 三重県建設産業活性化プランについて 43

(6) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について 57

(7) 審議会等の審議状況 67

《別添資料》

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成 30 年度）及び全期間評価

令和元年 10 月 10 日

県 土 整 備 部

1 議案説明事項

(1) 議案第 29 号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例案について

1 改正理由

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて「三重県の事務処理の特例に関する条例」を改正するものです。

2 改正内容

(1) 都市計画法に基づく開発行為の許可等の事務を処理することとする市町に、松阪市を加えます。

※現在、津市、桑名市、鈴鹿市に権限移譲済

(2) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく設計の確認等の事務を処理することとする市町に、松阪市を加えます。

※現在、津市、桑名市、鈴鹿市に権限移譲済

(3) 三重県屋外広告物条例に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する地域等の指定等の事務を処理することとする市町に、桑名市を加えます。

※現在、松阪市に権限移譲済

(4) 三重県屋外広告物条例に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置の許可等の事務を処理することとする市町に、桑名市を加えます。

※現在、津市、松阪市、鈴鹿市、大台町、大紀町に権限移譲済

3 条例の施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

(2) 議案第 36 号 三重県建築基準条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

建築基準法、同法施行令及び施行規則の一部改正により、「耐火構造建築物」及び「特定避難時間倒壊等防止建築物」という用語が削除され、また、新規に「耐火建築物等」という用語が定義されました。

これにより、三重県建築基準条例の規定を整理するものです。

施行規則から削除された用語 (施行規則第 2 号様式第 4 面 5)	耐火構造建築物
施行令から削除された用語 (施行令第 109 条の 2 の 2)	特定避難時間倒壊等防止建築物
法で新たに定義された用語 (法第 53 条第 3 項第一号イ)	耐火建築物等

2 改正内容

施行規則から削除された「耐火構造建築物」及び施行令から削除された「特定避難時間倒壊等防止建築物」を引用している条文について、条例の意味が変わらないように規定を整理します。

また、法で新たに定義された「耐火建築物等」は、既に条例第 19 条で定義していた「耐火建築物等」とは異なる内容のため、条例中の「耐火建築物等」を削除の上、現行の条例と意味が変わらないように規定を整理します。

・用語の削除に伴う規定の整理

改正前	改正後
(条例第 11 条) 耐火構造建築物	⇒ 法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物 (その主要構造部が法第 2 条第 9 号の 2 イに該当するものに限り。)
(条例第 19 条、24 条) 耐火構造建築物 特定避難時間倒壊等防止建築物	⇒ 法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物

・用語の新たな定義に伴う規定の整理

改正前	改正後
<p>(条例第 19 条、23 条、24 条)</p> <p>耐火建築物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・耐火構造建築物 ・準耐火建築物 ・特定避難時間倒壊等防止建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・準耐火建築物 ・法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物 (※)

※：条例第 23 条では記載しません。

□ は、文言の削除、■ は、文言の改正を表示しています。

3 条例の施行期日
公布の日

(3) 議案第 37 号 工事請負契約について

議案番号 第37号				工 事 請 負 契 約 に つ い て			
工 事 名		一般国道167号(磯部BP)道路改良(恵利原五知トンネル(仮称))工事					
施 工 場 所		志摩市磯部町恵利原地内~五知地内					
契 約 金 額		6,851,196,000円(消費税等含む)					
請 負 者 住 所 氏 名		津市栄町1丁目864番 前田・稲葉・磯部特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社三重営業所 所長 水野 裕史					
契 約 工 期		議決日から1245日間					
<u>工事内容</u> 施工延長 L=2,000.0 m 幅員 W=6.5(7.5) m トンネル工 L=1,823.0 m 掘削工(NATM(発破掘削・機械掘削)工法) V=138,900 m ³ 覆工コンクリート工 V=15,760 m ³ 道路工 L=177.0 m				<u>共同企業体構成員</u> 度会郡南伊勢町村山1111番地1 稲葉建設株式会社 代表取締役 松岡 久雄 志摩市磯部町迫間72番地 磯部建設工業株式会社 代表取締役 平石 隆之			
契 約 方 法		一般競争入札(総合評価方式)					
入 札 状 況	年 月 日	令和元年6月25日		評価値 0.20944(最高値0.20944 最低値0.19563)			
	業 者 数	16	価 格	最低 6,851,196,000円(消費税等含む)			
				6,228,360,000円(消費税等抜き)			
	回 数	1	予 定 価 格	最高 7,334,833,000円(消費税等含む)			
6,668,030,000円(消費税等抜き)							
				7,334,840,700円(消費税等含む)			
				6,668,037,000円(消費税等抜き)			

入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和元年6月25日

工事番号 201917420043100375

工事名 平成31年度国補道改・地連国第2→分0001号
一般国道167号(磯部BP)道路改良(恵利原五知トンネル(仮称))工事

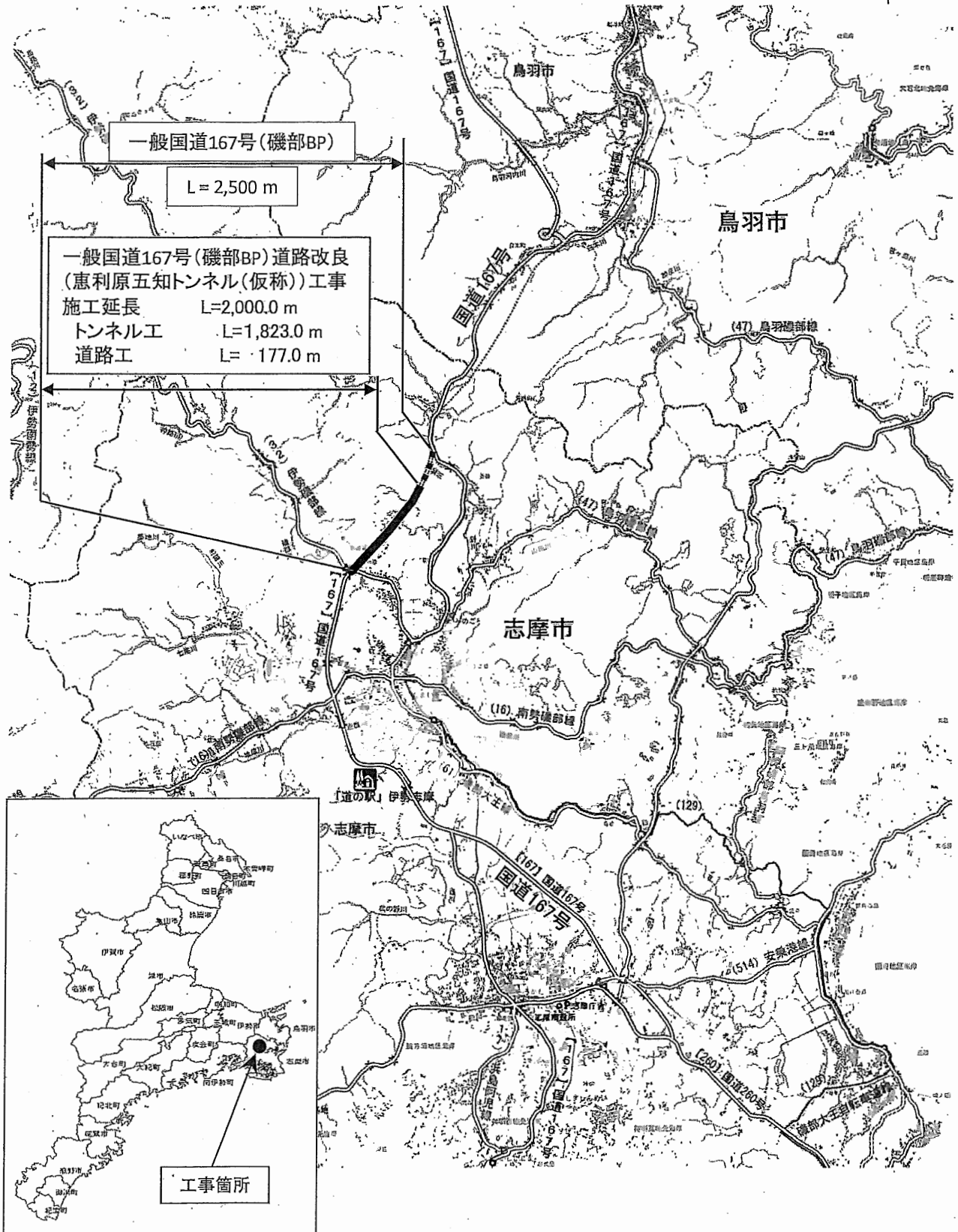
施工場所 志摩市磯部町恵利原地内～五知地内

	入札者	第1回			備考
		入札額	標準点+加算点	評価値	
1	前田・稲葉・磯部特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	130.45	0.20944	落札決定
2	五洋・りんかい日産・亀川特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	130.45	0.20944	
3	戸田・アイトム・丸文特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	129.86	0.20849	
4	清水・宮本・作田特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	129.86	0.20849	
5	奥村・大豊・藤田土木特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	129.86	0.20849	
6	鹿島・出馬重機・丸宗土建特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	129.86	0.20849	
7	飛鳥・日本国土・上村特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	129.86	0.20849	
8	天林・大本・朝日丸特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	129.86	0.20849	
9	熊谷・西邦・中央土木特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	129.63	0.20812	
10	安藤・間・山野・山本特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	129.28	0.20756	
11	銭高・谷口・諸岡特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	129.28	0.20756	
12	三井住友・丸亀・大西特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	129.05	0.20719	
13	鴻池・石吉・谷口特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	127.53	0.20475	
14	不動テトラ・徳倉・山下特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	127.53	0.20475	
15	佐藤・南建・大達特定建設工事共同企業体	6,228,360,000	126.71	0.20344	
16	大成・森・宮崎特定建設工事共同企業体	6,668,030,000	130.45	0.19563	
<p>上記入札額は、消費税および地方消費税(免税業者にあつては相当額)を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた技術評価点を入札額(千万円単位)で除した値(小数点第六位以下切り捨て)です。</p>					

【議案第37号】



位置図



2 所管事項

(1)「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【防災県土整備企業常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
113	治山・治水・海岸保全の推進	県土整備部	河川堆積土砂の撤去を重点的に実施されたい。また、市町管理区間の堆積土砂撤去についても県と市町との十分な調整を行われたい。	今後も引き続き河川堆積土砂の撤去に取り組みます。市町管理区間の堆積土砂撤去を含めた河川全体の情報共有を行い、連携して取組を進めていきます。

(2) 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(仮称) 中間案について

みえ県民カビジョン・第三次行動計画 (仮称)

《中間案》

県土整備部主担当分抜粋

(施策)

施策113 災害に強い県土づくり

施策351 道路網・港湾整備の推進

施策353 安全で快適な住まいまちづくり

(行政運営の取組)

行政運営7 公共事業推進の支援

施策113 災害に強い県土づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進むとともに、災害発生時に対応できる緊急輸送道路等の機能確保を図ることで、災害に対して安全・安心な県土づくりが進んでいます。

現状と課題

- 平成30年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に的確に対応し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めています。これらの防災・減災対策の必要性は依然として高く、さらなる推進が求められています。
- 「施設では防ぎきれない洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を構築する取組として、洪水浸水想定区域図の作成や高潮浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を進めています。これらの対策は、県民の皆さんがリスクを把握し主体的な避難行動をとるための情報として、継続して取り組むことが求められています。
- 河川堆積土砂および河川内の樹木繁茂により浸水被害が助長されるおそれがあることから、河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去および樹木伐採を進めています。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しています。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化やのり面の防災対策を重点的に進めてきました。引き続き、災害対応力の充実・強化に取り組むことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するため、頻発・激甚化する水害・土砂災害や、発生が懸念されている南海トラフ地震に対する備えとして、施設整備を推進するとともに老朽化した施設の適切な維持管理や警戒避難体制整備を支援する取組等、ハード・ソフト両面での取組を進め、「三重県国土強靱化地域計画」に基づき地域の強じん化を図ります。
また、施設の維持管理について、県民の皆さんの参画や協力を得ながら進めていきます。

取組方向

■ 基本事業1 洪水対策の推進

洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防の整備、河川管理施設等の耐震化や計画的な老朽化対策、堆積土砂の撤去および樹木伐採等と併せて、想定し得る最大規模の降雨を対象とした河川の洪水浸水想定区域図の作成等に取り組みます。

■ 基本事業2 土砂災害対策の推進

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や適切な維持管理等と併せて土砂災害警戒区域の指定等に取り組みます。特に自力での避難が困難な要配慮者が利用する施設や避難所の保全を重点的に取り組みます。

■ 基本事業3 高潮・地震・津波対策の推進

高潮、地震、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備、計画的な老朽化対策等に取り組みます。また、ソフト対策として高潮浸水想定区域図の作成に取り組みます。

■ 基本事業4 山地災害対策の推進

山崩れや土石流等の山地災害から県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備や計画的な老朽化対策等に取り組みます。

■ 基本事業5 緊急輸送道路等の機能確保

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の計画的な耐震対策やのり面の防災対策に取り組みます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数（累計）			河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
洪水浸水想定区域図作成河川数（累計）			洪水による浸水想定区域図を作成した河川数
要配慮者利用施設、避難所の保全施設数（累計）			砂防事業および急傾斜地崩壊対策事業による要配慮者利用施設、避難所の保全施設数
緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率			緊急輸送道路上の橋梁のうち、耐震対策を完了した橋梁の割合

施策351 道路網・港湾整備の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路の整備が進み、幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備、道路・港湾施設等の適切な維持管理に取り組むことで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

現状と課題

- 新名神高速道路の県内区間全線開通をはじめ、多くの幹線道路等の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなどの整備効果があらわれてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど多くの課題があります。このため、引き続き道路整備や新たな道路ネットワークの検討を進める必要があります。道路整備については、地域のニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備等の抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進していく必要があります。また、令和3（2021）年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、県内外からの来場者の安全、利便性の向上を図るため、道路整備が急務となっています。さらに、県内への誘客促進や地域活性化のため、東海環状自動車道および令和元（2019）年に全線事業化が実現した近畿自動車道紀勢線の早期整備に向けた取組を進める必要があります。
- 交通事故対策や交通弱者への対策を進める中で、通学児童や未就学児の安全確保が全国的な課題となっており、道路利用者の安全確保に向けた道路施設の機能向上を図る必要があります。また、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化の進行により維持管理コストの増大が予想されている橋梁等道路施設の効果的・効率的な修繕や剥離が進んだ区画線の引き直しを実施する必要があります。さらに、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」を進める必要があります。
- 県管理港湾については、老朽化した施設について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の維持管理を行ってきました。しかし、建設後50年を経過する施設が今後、急速に増加することから、老朽化対策が喫緊の課題となっています。このため、引き続き、施設の適切な維持管理と老朽化対策が必要です。また、港湾は大規模地震発生時に防災上の拠点となることから、緊急物資輸送ルートの機能を確保する取組を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

道路施設の機能向上にあたり、通学路の安全対策について、「通学路交通安全プログラム」に基づき、PTAなど地域の皆さんと連携しながら進めていくとともに、滋賀県大津市における園児の死亡事故を受け、未就学児の安全対策として園外活動の経路にある危険箇所の現地点検とその対策を講じていきます。

取組方向

■ 基本事業1 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、国・県・市町等が連携し、未事業化区間の早期事業化に向けた取組や、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。

■ 基本事業2 県管理道路の整備推進

高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成や、地域ニーズへの的確な対応に向けて、早期に効果を発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な県管理道路の整備を進めます。

■ 基本事業3 適切な道路の維持管理

通学児童や未就学児の安全確保を図るため、危険箇所 の 現地点検および対策を実施し、道路施設の機能向上を図ります。また、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、橋梁等道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、計画的な点検、効果的・効率的な修繕を実施するとともに、剥離が進んだ区画線については継続的に引き直しを実施するなど、適切な維持管理を進めます。さらに、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」の取組を一層進めます。

■ 基本事業4 県管理港湾の機能充実

港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、計画的かつ効果的な岸壁等の老朽化対策を進めます。また、大規模地震に備え、緊急物資輸送ルート の 機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長			高規格幹線道路、直轄国道およびこれらと一体となった県管理道路の新規供用延長

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
橋梁の修繕完了率			定期点検で早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁のうち、次回点検までに修繕を完了した橋梁の割合
県管理港湾における岸壁等の更新実施延長			県管理港湾において、更新を実施した岸壁等の延長

施策353 安全で快適な住まいまちづくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

新都市計画区域マスタープランに示す都市計画の目標や方針に沿って人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造^注1の形成（コンパクトなまちづくり）が進んでいます。また、都市基盤の整備や、地域の個性を生かした景観形成、住環境の整備、建築物の安全性確保の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて、土地利用や都市施設等に関する都市計画決定や、街路の歩道整備等、都市基盤の整備を進めてきました。引き続き持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。また、県や市が景観計画を策定するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めてきました。地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを推進するため、引き続き、市町が主体となった景観づくりの取組や、地域の景観特性に配慮した公共事業等の推進が求められています。
- 県営住宅の適切な維持管理を進めるとともに、耐久性・省エネ性能等を備えた長期優良住宅の普及促進と認定を行ってきました。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援の充実を図っています。引き続き、誰もが安全・安心で豊かな住生活を享受できる良質な住宅への転換や高齢者をはじめ住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援が求められています。
- 建築物の安全性確保に向けて、建築主事を置く市と連携して、適法な新築建築物の確保とともに、既存建築物の適正な維持保全の促進に努めてきました。引き続き、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可や指導・助言を行うことにより、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが安心して快適に暮らせるよう、都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のための周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、市町や事業者等と共にコンパクトなまちづくりを進めます。

また、頻発・激甚化する水害や土砂災害、発生が懸念される大規模地震等をふまえ、地域に即した災害に強いまちづくりを進めます。

取組方向

■ 基本事業1 安全で快適なまちづくりの推進

人口減少・超高齢社会等に対応したまちづくりの形成に向けて、新都市計画区域マスタープランを定めるとともに、それに沿った都市計画の策定を進めます。また、街路における通学路の安全対策や電線類の地中化等による都市基盤の整備を実施します。さらに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、地域住民と連携した市町の景観づくりの取組の支援、景観に配慮した建築物や公共施設等への誘導、屋外広告物の設置の適正化や安全対策の充実に取り組めます。

■ 基本事業2 安全で快適な住まいづくりの推進

県営住宅および市町営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を推進するとともに、長期優良住宅の普及や既存住宅のストックの活用を促進します。さらに、民間賃貸住宅の活用により住宅確保要配慮者への支援体制の充実を図ります。

■ 基本事業3 適確な建築・開発行政の推進

新築建築物等の完了検査の徹底や、不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした定期報告制度^{注2}により、建築基準法の遵守を促すとともに、都市計画法に基づき適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地の確保に取り組めます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定(変更)が行われた都市計画区域の数			改定後の新都市計画区域マスタープランで示された土地利用規制(区域区分)の基本方針および土地利用(用途地域、地域地区)や都市施設などに関する都市計画の決定方針に沿って都市計画決定(変更)を行った都市計画区域の数

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
街路における歩道整備および電線共同溝整備の合計延長(累計)			計画期間内に街路における歩道および電線共同溝の完成が見込まれる箇所の合計延長
県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合			県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」に基づく県営および市町営住宅の長寿命化工事を実施した割合

注)1 集約型都市構造：人口の減少や超高齢社会などの社会情勢に対応するため、都市の無秩序な拡散を抑え、多様な都市機能と公共サービスを拠点となる市街地に集約することで、高齢者をはじめとする全ての人が暮らしやすく、市街地を中心として内外の交流が進み、魅力ある都市空間となることを可能とする都市構造。

注)2 定期報告制度：一定規模・用途の建築物や昇降機等について、所有者等が専門技術を有する資格者に、その建築物の構造、建築設備、避難施設等を定期的に調査・検査をさせて特定行政庁(県知事や建築主事を置く市長)に報告する制度。

行政運営7 公共事業推進の支援

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

現状と課題

- 公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における調査審議により公共事業の適正化に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組む必要があります。
- 入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議をふまえ、制度の改善、適正な運用に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- 地域経済を取り巻く環境が厳しく、人口減少・高齢化の流れが加速する中、将来にわたり、地域の社会基盤の整備・維持管理や災害対応を担う建設企業の育成に取り組む必要があります。
- 令和元（2019）年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」および「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の担い手三法が改正され、働き方改革の推進や生産性の向上などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

公共事業の実施プロセスの公正性、透明性の確保など、公共事業の適正な実施に加えて、災害時の緊急対応や社会基盤の適切な維持管理を担う地域の建設企業を育成する取組を進めます。

取組方向

■ 基本事業1 公共事業の適正な執行・管理

「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組みます。

また、「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用に取り組みます。

■ 基本事業2 公共事業を推進するための体制づくり

「三重県建設産業活性化プラン」に基づき、入札契約制度の改善と適正な運用に取り組み、公共工事の品質を確保するとともに、技術力を持ち地域に貢献できる建設企業の育成に取り組みます。

また、週休二日制の拡大や施工時期の平準化などを進めることにより、働き方改革の推進や生産性の向上に取り組みます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
公共事業の適正化率			「三重県公共事業評価審査委員会」と「三重県入札等監視委員会」の調査審議において適正とされた割合の平均値

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
公共事業の平準化率			当該年度の稼働契約額の月平均と4～6月期の平均稼働契約額の比率
入札参加者の地域・社会貢献度			総合評価入札における入札参加者の地域・社会貢献度を評価する評価項目の取得率

}

(3) 三重県都市計画区域マスタープランの改定について

1 都市計画区域マスタープランとは

都市計画法に基づき、都道府県は、すべての都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という）を定めることとなっています。

県では、現行の「都市計画区域マスタープラン」の目標が令和2年度であるため、令和2年度の改定を目指し、平成28年度から作業を進めています。県内には、21の都市計画区域があり、そのすべての都市計画区域について改定することになります。（「都市計画区域マスタープラン」の改定時には、北勢・大安都市計画区域の統合予定があり20の都市計画区域となる見込みです。）

その構成は、第1章の都市計画の目標、第2章の土地利用規制の基本方針、第3章の主要な都市計画の決定方針からなっています。

都市計画区域マスタープラン（都市計画区域毎）

第1章 都市計画の目標

- 圏域・都市計画区域の現状と取組
- 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題
- 都市計画の理念と目標
- 圏域・都市計画区域の将来都市構造
- 一体の圏域形成に向けた方針

圏域マスタープラン
(同一圏域内共通)

第2章 土地利用規制の基本方針

- 区域区分の要否
- 区域区分の方針

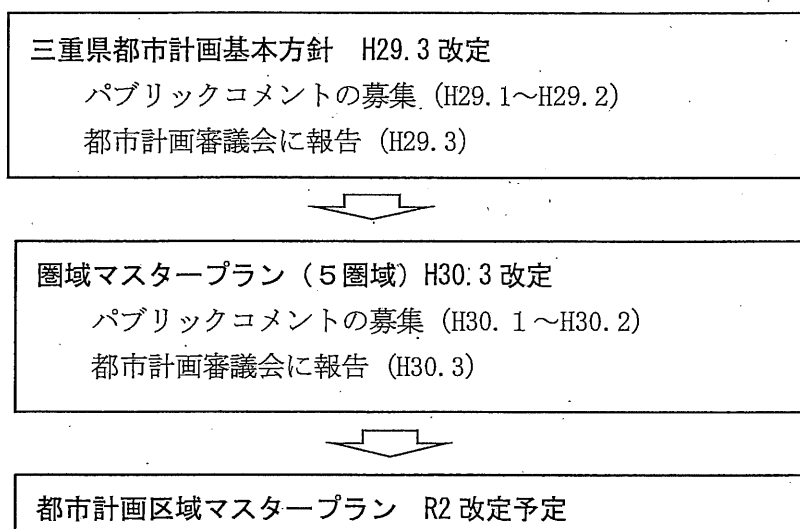
第3章 主要な都市計画の決定方針

- 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針
- 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針
- 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針
- 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針
- 地域の特性に応じて定めるべき事項

2 改定に向けてのこれまでの取組

平成 28 年度において、県全体の方針として「三重県都市計画基本方針」を改定し、平成 29 年度では、この「都市計画基本方針」に基づき、広域的な視点で都市計画の目標を策定するため、結びつきが強い 5 つの広域圏（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域）で「圏域マスタープラン」を改定しました。

今回、そのうちの 3 圏域（伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域）にある 10 の非線引き都市計画区域について、これまで、市町と協議を重ねながら改定作業を進めてきており、パブリックコメントにより県民の意見を広く聞くための素案を作成しました。



【参考】

各圏域の都市計画区域の構成

北勢圏域

桑名都市計画区域、四日市都市計画区域、鈴鹿都市計画区域、亀山都市計画区域、いなべ都市計画区域（北勢都市計画区域と大安都市計画区域を統合予定）

中南勢圏域

津都市計画区域、安濃都市計画区域、松阪都市計画区域、明和都市計画区域、多気都市計画区域

伊勢志摩圏域

伊勢都市計画区域、鳥羽都市計画区域、志摩都市計画区域、南勢都市計画区域

伊賀圏域

伊賀都市計画区域、名張都市計画区域

東紀州圏域

尾鷲都市計画区域、熊野都市計画区域、紀伊長島都市計画区域、御浜都市計画区域

3 都市計画区域マスタープラン改定のポイント

(1)「都市計画基本方針」で示した3つの変革の観点を踏まえ、都市計画区域マスタープランを改定します。

特に今回の改定では、都市防災の観点から、災害リスクの高い場所での都市的土地利用の抑制等を基本的な考え方に加えました。

【3つの変革の観点】

- ①都市経営の観点『効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成』
- ②都市防災の観点『大規模災害の被害低減に向けた都市構造の形成』
- ③都市活力の観点『地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成』

(2)「圏域マスタープラン」に位置付けられた基本理念と新しく整理しなおした拠点をもとに、特色ある集約型都市構造の形成をめざして、都市計画区域マスタープランを改定します。

①伊勢志摩圏域

基本理念：「豊かな自然や悠久の歴史・文化とともに常若に生きるまち」

拠 点：広域拠点3か所、交流拠点21か所、防災拠点7か所を設定

②伊賀圏域

基本理念：「恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち」

拠 点：広域拠点3か所、交流拠点10か所、防災拠点3か所を設定

③東紀州圏域

基本理念：「自然・文化と命の道により交流を育み、美しい風景の中に暮らすまち」

拠 点：広域拠点2か所、交流拠点23か所、防災拠点8か所を設定

4 今後のスケジュール

	伊勢志摩・伊賀・東紀州圏域内の10の都市計画区域	北勢・中南勢圏域内の11の都市計画区域
令和元年 10月 11月 12月 令和2年 1月 3月	常任委員会に説明 都市計画審議会に報告 パブリックコメントの実施 国等関係機関との協議	素案作成 下協議 常任委員会に説明 都市計画審議会に報告
令和2年度	案の公告縦覧 都市計画審議会へ付議 決定告示	パブリックコメントの実施 国等関係機関との協議 案の公告縦覧 都市計画審議会へ付議 決定告示

伊勢志摩圏域マスタープラン〈概要〉(H30.3改定)

伊勢志摩圏域

【構成市町】

- 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町の3市3町

【構成都市計画区域】

- 伊勢都市計画区域（伊勢市の一部、玉城町の一部）
- 鳥羽都市計画区域（鳥羽市の一部）
- 志摩都市計画区域（志摩市の一部）
- 南勢都市計画区域（南伊勢町の一部）



(1) 圏域・都市計画区域の現状と取組

○地勢、人口、産業

- 都市的土地利用は主に伊勢平野内の伊勢神宮への参宮街道等を軸とする地域のほか、伊勢湾や熊野灘の港を拠点とする沿岸地域で行われている。

圏域の人口・世帯数	国勢調査			社人研推計値		高齢化率	2015年
	2005	2010	2015	2020	2030		
人口(千人)	257	245	234	219	191	伊勢志摩圏域	32.5%
世帯数(千世帯)	91.4	91.6	92.0	-	-	三重県	27.9%

- 製造品出荷額および商品販売額は、長期的には減少傾向にある。

○市街化動向

DID人口密度	国勢調査			空き家率	2013年
	2005	2010	2015		
伊勢志摩圏域(人/ha)	43.1	39.6	38.3	伊勢志摩圏域	16.9%
三重県(人/ha)	42.3	42.0	41.6	三重県	15.5%

建築着工、農地転用(2010~2015年)	建築着工(件数の割合)		農地転用(面積の割合)	
	用途地域内	用途地域外	用途地域内	用途地域外
伊勢志摩圏域	61.7%	38.3%	23.0%	77.0%

○都市施設・公共交通

都市施設の整備状況	都市計画道路整備率	汚水処理人口普及率	都市計画公園1人当たり面積
伊勢志摩圏域	78.4%	68.4%	6.2㎡/人
三重県	51.7%	84.4%	10.4㎡/人

- 自家用車への依存が高く、公共交通の利用者が減少。
- 定期船による生活交通、観光交流。

○自然環境、災害等

- 観光・交流に資する自然および歴史・文化等の資源が豊富。
- 南海トラフ地震・津波による大きな被害の発生が想定されている。
- 発生頻度が高まる大雨、大型化する台風等による風水害の発生が懸念されている。

○取組

- 集約型都市構造の構築、小さな拠点整備とネットワーク化を図るための取組
- 移住・定住や産業振興を促進するための取組
- 交通基盤の整備による産業誘致、安全で安心できる生活環境の確保
- 沿岸部の地震津波対策や丘陵部の土砂災害対策等、半島・離島での災害時における孤立化防止対策
- 観光振興のための情報発信・誘客戦略、流域圏づくりや都市と農山漁村の交流促進等
- 伊勢志摩国立公園におけるナショナルパーク化の取組
- 歴史・文化、景観を生かしたまちづくり

(3) 都市計画の理念：『豊かな自然や悠久の歴史・文化とともに常若に生きるまち』

県内随一の観光資源をもつ圏域として、豊かな自然と悠久の歴史・文化に包まれたこれらの財産を受け継ぎ、常若の精神のもと、地域の魅力を昇華しながら、交流による活力ある都市をめざします。

	(2) 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題	(3) 都市計画の目標
地域の個性を生かした魅力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然環境や、それと一体となって形成された生活空間、あるいは歴史・文化等の地域資源を生かすことで、さらなる広域交流を促進するとともに、地域振興につなげていく取組が求められています。 豊かな自然環境を活用するため、宿泊地や別荘地等を適切に維持管理し、新たな整備にあたっては、自然環境の保全と効率的な都市経営の観点から妥当性を判断することが必要です。 既存の都市施設や都市機能、まち並み等のストックを生かしながら、都市空間を魅力あるものとしていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢神宮、二見浦、英虞湾をはじめとする自然、歴史・文化、景観等多様な地域資源を生かす地域独自の取組によって個性豊かな地域づくりを進めるとともに、それらが複層的に連携することでさまざまな魅力を生み出す圏域づくりを進めます。 古いまち並みや水・緑に囲まれた良好な生活空間は、安らぎや潤いを与える場、ゆとりあるオープンスペースとしての保全や活用を図り、都市の付加価値を高めます。 郊外の住宅地等は、自然豊かなゆとりのある暮らしの場にします。 本圏域の特色でもある漁村や離島等の地域については、それぞれの特性に応じたまちづくりを促進し、圏域全体としての魅力向上につなげます。
都市機能の効率性と生活利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 郊外における開発の抑制により自然環境や優良農地の保全を図るとともに、効率的な都市経営を推進する観点から、市街地の低密拡散の抑制と用途地域や既存の市街地への都市機能の集約が必要です。 商業・業務、文化、医療、教育等、多様な都市機能は、集約型都市構造の構築の観点から、中心市街地や主要な駅周辺等における既存ストックの活用が可能な区域への集約が必要です。 人口減少に伴い空き地や空き家が発生し市街地の低密度化がさらに進行すると予測されており、生活利便性を確保するために、必要な都市機能を維持することが必要です。 幹線道路ネットワークや公共下水道等について計画の必要な見直しを行い、整備を進めるとともに、都市施設の充実および適切な維持管理を計画的・効率的に進めることが必要です。 超高齢社会やインバウンドを含む観光客増加に対応し、環境負荷の低減を図るため、利便性の高い公共交通ネットワークの構築とサービスレベルの維持・向上を図るとともに、公共交通の利用を促進するための結節点や周辺の施設等の環境整備が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な都市機能の集約を図る拠点を形成・配置し、各拠点間の相互連携が可能な都市構造の構築をめざします。 都市構造に大きな影響を及ぼす大規模な商業・業務、医療等の都市機能については、中心市街地へ計画的に誘導するなど、集約型都市構造の構築に向けた立地の適正化を図ります。 市街地においては、都市機能の集約を図る拠点およびその周辺や公共交通の沿線地域等への居住誘導により、人口密度を維持し、生活サービスの存続を図り、居住者の利便性が確保されるまちづくりをめざします。 低密度化が進行するなか、公共施設の整備や再編等の検討において、既存施設や計画の廃止を含めた見直しを行い、施設の整備、維持・更新等を効率的に行うことで、生活サービスが一定水準以上確保されることをめざします。 交通結節点におけるユニバーサルデザイン化への対応や情報通信にも対応した周辺環境の整備・維持を促進し、高齢者や障がい者、子ども、外国人等誰もが安全で安心して生活・交流できる環境を形成します。
災害に対応した安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部を中心に地震災害による大規模な被害が想定されていることや洪水被害、土砂災害等の風水害が懸念されていることをふまえ、防災・避難施設の整備等のハード対策と土地利用の規制・誘導等のソフト対策を一体的に進めることが必要です。 地籍調査等を進めるとともに、緊急輸送道路や河川・海岸堤防、土砂災害防止施設等の公共土木施設について、未整備箇所の整備や、老朽化対策を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 「防災・減災」に必要な避難施設等の整備や長寿命化を図り、災害に強い都市づくりを進めるとともに、災害時の防災・医療の拠点と各地域の連絡を強化し、安全・安心を実感できる生活環境づくりを進めます。 災害リスクの高い場所では、用途を考慮した都市的土地利用の抑制や建築物の構造規制等を行うほか、災害リスクの低い場所への都市機能や居住の移転を進めるなど、大規模自然災害による被害の低減に向けて都市構造の再編を検討します。
地域活力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 各都市の相互連携を強化しつつ、自然環境や歴史・文化等の地域の魅力を生かしたまちづくりを進めることで、定住促進に結びつけることが必要です。 リニア中央新幹線の整備等により増大すると見込まれる大都市間の人の移動等を取り込むなど、交流人口の拡大を図ることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 2027年のリニア中央新幹線東京・名古屋間開業により拡大すると予想される交流人口、さらには大阪への人の流れを呼び込み、鳥羽港へ寄港するクルーズ船観光客の受け入れを拡大するなど、広域交流の拡大による地域活力の維持・向上を図ります。 広域交流の基盤として、伊勢志摩連絡道路の整備促進等の幹線道路網の強化、およびそれらと公共交通の連携を強化するとともに、交通結節点や宿泊地周辺における魅力あるまちづくりを促進します。

(4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造

- 広域拠点：多様な生活サービス施設等が集積し、市町を越えた公共交通等の結節点となる地区のうち、集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区を広域拠点として位置づけます。
- 交流拠点：自然、歴史・文化、レクリエーション等の交流活動が行われる拠点的な地区を交流拠点に位置づけ、アクセスの向上等を図ります。
- 広域的な防災拠点：広域的な防災機能を備えた施設や災害時に拠点となる医療機関等を位置づけ、市街地整備や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を進めるなど、拠点周辺地域の防災性向上を図ります。

本圏域においては拠点を以下のとおり形成し、各拠点の役割にあった機能を誘導します。

拠点名	市町名	都市計画区域	拠点名
広域拠点※1	伊勢市	伊勢	J R・近鉄伊勢市駅～近鉄宇治山田駅周辺 (伊勢市役所)
	鳥羽市	鳥羽	J R・近鉄鳥羽駅周辺 (鳥羽市役所)
	志摩市	志摩	近鉄鵜方駅周辺 (志摩市役所)
自然交流拠点	伊勢市	伊勢	大仏山公園
	伊勢市	伊勢市	倉田山公園
	鳥羽市	—	答志島・菅島・坂手島・神島
	志摩市	志摩	横山地区
歴史・文化交流拠点	伊勢市	伊勢	内宮 外宮 二見浦
	鳥羽市	鳥羽	河崎地区
	鳥羽市	鳥羽	鳥羽城跡周辺地区
	志摩市	志摩	伊雑宮周辺地区 大王崎
※2 レクリエーション等交流拠点	伊勢市	伊勢	内宮おほらい町 外宮参道 二見町茶屋地区 五十鈴公園 三重県営サンアリーナ周辺地区
	鳥羽市	鳥羽	ミキモト真珠島 鳥羽水族館
	志摩市	志摩	賢島周辺・英虞湾 志摩スペイン村
	伊勢市	伊勢	三重県広域防災拠点 (伊勢志摩拠点 (サンアリーナ)) (SCU候補地) 伊勢赤十字病院
広域的な防災拠点 ※3	鳥羽市	鳥羽	鳥羽港
	志摩市	志摩	三重県立志摩病院 浜島港 波切漁港
	南伊勢町	—	吉津港
	伊勢市	伊勢	吉津港

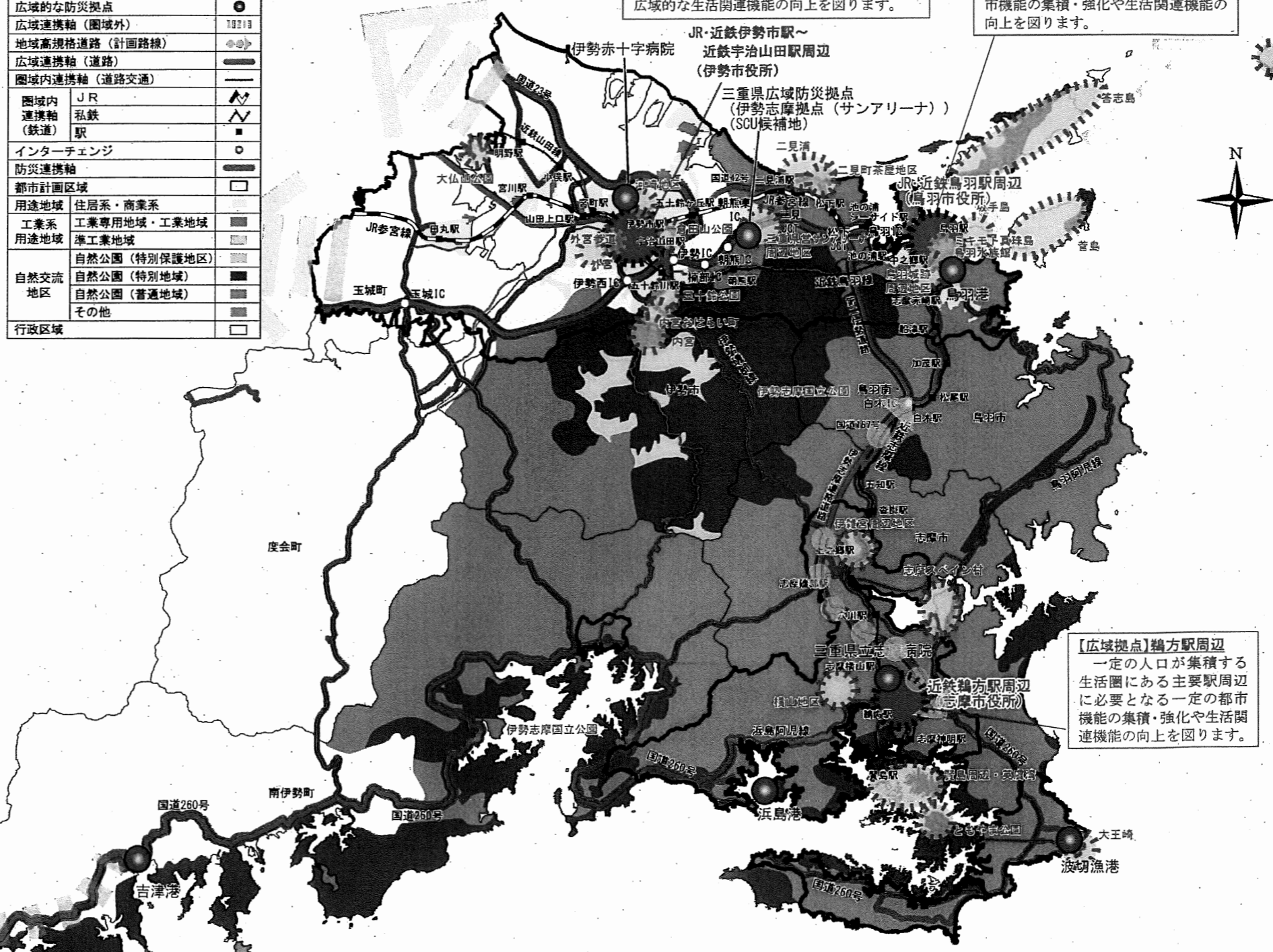
※1：都市機能の集積評価 (都市施設の立地状況、人口集中地区等) と交通アクセス機能の評価 (鉄道交通・バス交通の状況、幹線道路の整備状況) により一定基準を満たす地区
 ※2：主要観光地や広域交流のための施設整備等が行われている地区・施設
 ※3：三重県地域防災計画に位置づけのある施設

(5) 一体の圏域形成に向けた方針

- ① 都市計画区域の再編
 - ・長期的には行政区域を越えた都市計画区域の再編について検討します。
- ② 都市計画区域の指定
 - 【旧浜島都市計画区域と旧大王都市計画区域に挟まれた区域】
 - ・都市計画区域の拡大や準都市計画区域の指定を検討します。
 - 【伊勢都市計画区域南側の区域 (玉城町、度会町)】
 - ・必要に応じて都市計画区域の拡大を検討します。

伊勢志摩圏域将来都市構造図

広域拠点	★
交流拠点	☆
広域的な防災拠点	◎
広域連携軸 (圏域外)	10211
地域高規格道路 (計画路線)	◆◆
広域連携軸 (道路)	—
圏域内連携軸 (道路交通)	—
圏域内連携軸 (鉄道)	▲
JR	▲
私鉄	▲
駅	■
インターチェンジ	○
防災連携軸	—
都市計画区域	□
用途地域 住居系・商業系	■
工業系 工業専用地域・工業地域	■
用途地域 準工業地域	■
自然交流地区 自然公園 (特別保護地区)	■
自然公園 (普通地域)	■
その他	■
行政区域	□



※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

伊勢都市計画区域(素案) 伊勢市の一部、玉城町の一部

■土地利用規制の基本方針

本区域では人口が減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。世帯数は増加傾向にありますが、今後急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の障害は見込まれないことから、区域区分は適用せず、用途地域や特定用途制限地域の指定を維持するとともに、立地適正化計画に基づく土地利用の誘導等を推進することにより、無秩序な市街化を抑制します。

■主要な都市計画の決定方針

土地利用に関する方針

○住宅地

広域拠点では、土地の高度利用や複合利用により、都心居住機能を配置します。
 地域拠点及びその周辺地では、公共交通の利便性向上に向けた支援を促進し、居住機能を配置します。
 既存の市街地では、日常生活に必要な施設に配慮しながら、低層住宅地、中高層住宅地、一般住宅地を配置します。

○商業・業務地

広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する多様な都市機能を配置します。
 歴史・文化交流拠点では、広域交流の促進を支援する都市機能を配置します。
 広域拠点以外の商業・業務地では、新たな大規模集客施設の立地を抑制します。

○工業地

新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域や用途地域外の一団の工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。
 工業系用途地域内の未利用地については、工業施設を誘致し、既存ストックを活用しつつ、必要な基盤整備を進めます。

○都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

都市施設の整備に関する方針

○交通施設

リニア中央新幹線や高速バス等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。
 道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、リニア中央新幹線の整備効果を楽しむことができるよう、地域の交通ネットワークとの連携強化を図ります。

バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び周辺の整備に加え、パーク・アンド・バスライドの更なる活用や利用促進について検討します。市内の各拠点と集落地等の連携については、移動円滑化支援のため、伊勢市地域公共交通網形成計画をもとに、バス路線の維持、コミュニティバスやデマンドシステム(バス、タクシー)等の導入について検討します。

○下水道及び河川

下水道については、今後も生活環境の改善や河川等の水質悪化を防止するため、引き続き必要な整備を進めます。

河川については、自然環境に配慮しながら河川整備を進めるとともに、流域における保水・遊水機能の保全のため、山林や農地への無秩序な市街化を抑制するなど、総合的な治水対策を進めます。

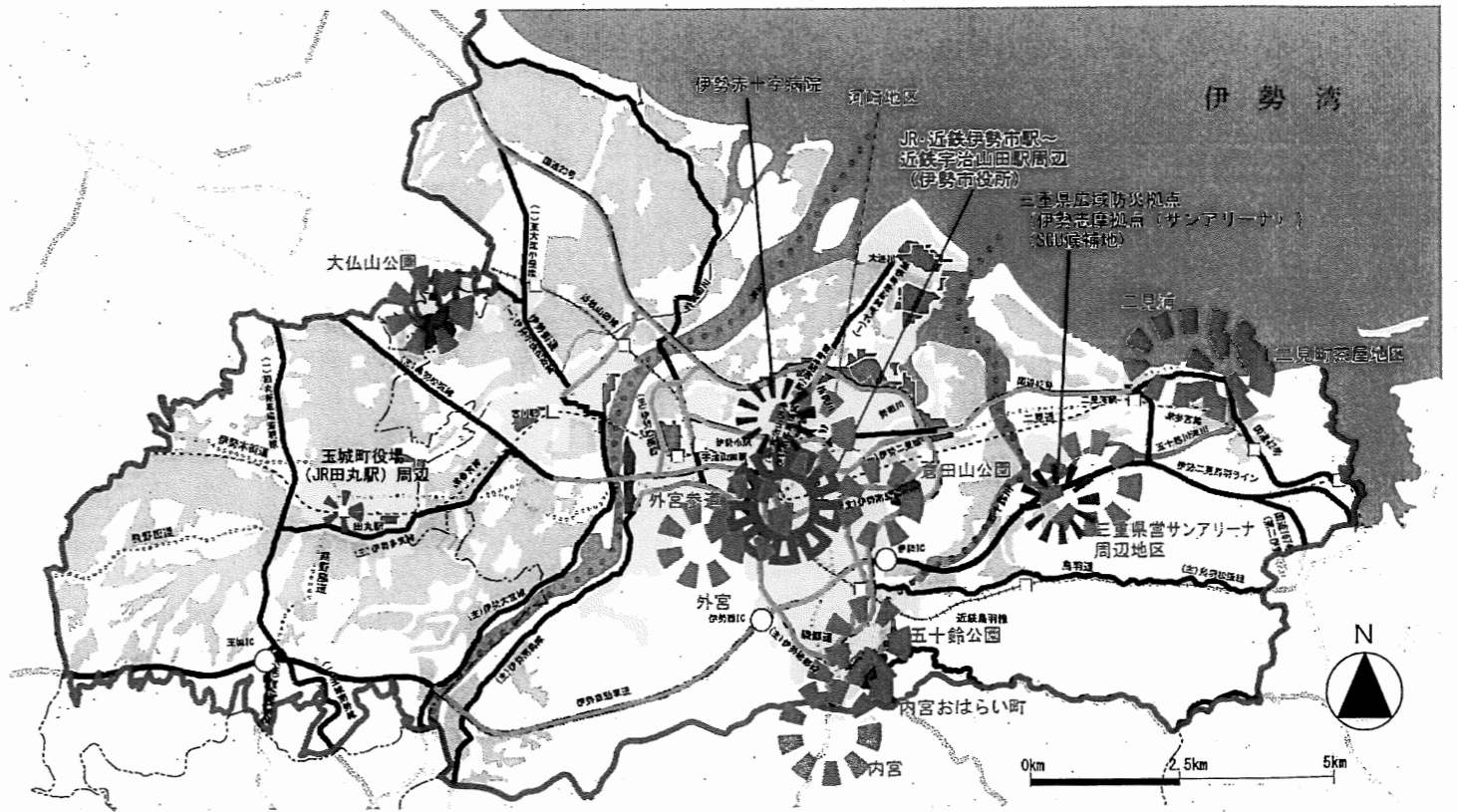
市街地開発事業に関する方針

JR・近鉄伊勢市駅及び近鉄宇治山田駅周辺は、民間活力を活用し、土地の高度利用や土地利用転換による中心市街地の再整備を促進し、都心居住の促進や中心市街地の活性化を図ります。

その他の居住や都市機能の集約を図るべき区域については、柔軟な土地区画整理事業等の適用等により、民間事業者等の参画を誘導しつつ、地域のまちづくり方針に応じた都市機能増進施設の整備や良好な居住環境の形成等を図ります。

低層・高密度な市街地においては、狭隘な区画道路、幹線道路が未整備等の問題を抱えているため、地域コミュニティに配慮しながら面的整備にあわせて、道路・公園等の整備を進めます。

■土地利用構想図



凡例	
行政界	-----
都市計画区域	■
広域拠点	◎
地域拠点(候補)	○
交流拠点	⊙
広域的な防災拠点	⊛
住宅地(住宅系用途地域、商業・業務地(商業系用途地域))	■
工業地(工業系用途地域)	■
都市計画公園・都市計画緑地等	■
優良農地(農振農用地)	■
広域的な位置づけのある道路	———
都市計画道路	———
都市計画道路以外	———
鉄道(JR)	———
鉄道(私鉄)	++++
歴史連携軸	○○○○
緑のネットワーク軸	○○○○
河川・海	———

自然的環境の整備又は保全に関する方針

特徴的な歴史的資源と一体となった自然環境の保全を進めるとともに、市街地においては良好な居住環境を創出するため、緑地の整備・保全を進めます。
 豊かな自然環境と共生する都市づくりのため、また、CO₂吸収による温室効果ガス削減の観点から、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

鳥羽都市計画区域(素案) 鳥羽市の一部

■土地利用規制の基本方針

本区域では人口、世帯数ともに減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。区域内における市街化の動向から急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害は見込まれないため、区域区分は適用せず、用途地域の指定を維持することの他、特定用途制限地域の指定等を検討することにより、無秩序な市街化を抑制します。

■主要な都市計画の決定方針

土地利用に関する方針

○住宅地

広域拠点では、土地の高度利用や複合利用により、都心居住機能を配置します。
 既存の市街地では、日常生活に必要な施設の配置に配慮しながら、低層住宅地、中高層住宅地、一般住宅地を配置します。

○商業・業務地

広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する多様な都市機能を配置します。
 広域拠点以外の商業・業務地では、新たな大規模集客施設の立地を抑制します。

○工業地

新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域や用途地域外の一団の工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。
 工業地として、工業系用途地域に指定されている区域については、引き続き都市基盤の整備を進めます。

○都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

都市施設の整備に関する方針

○交通施設

リニア中央新幹線や高速バス等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。
 道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、リニア中央新幹線の整備効果を楽しむことができるよう、地域の交通ネットワークとの連携強化を図ります。
 バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び周辺の整備を進めます。
 市内の各拠点と集落地等の連携については、移動円滑化支援のため、鳥羽市地域公共交通総合連携計画をもとに、鳥羽市コミュニティ交通システムや鉄道、バス、フェリーの連携強化等について引き続き促進するとともに、新たな交通システム等の導入について検討します。

○下水道及び河川

生活環境の改善や河川、海域の水質悪化を防止するため、地域の状況に応じて適切な生活排水処理を促進します。
 河川については、洪水調整機能の整備等、安全な川づくりを進めるとともに、潤いのある河川環境の保全を図ります。

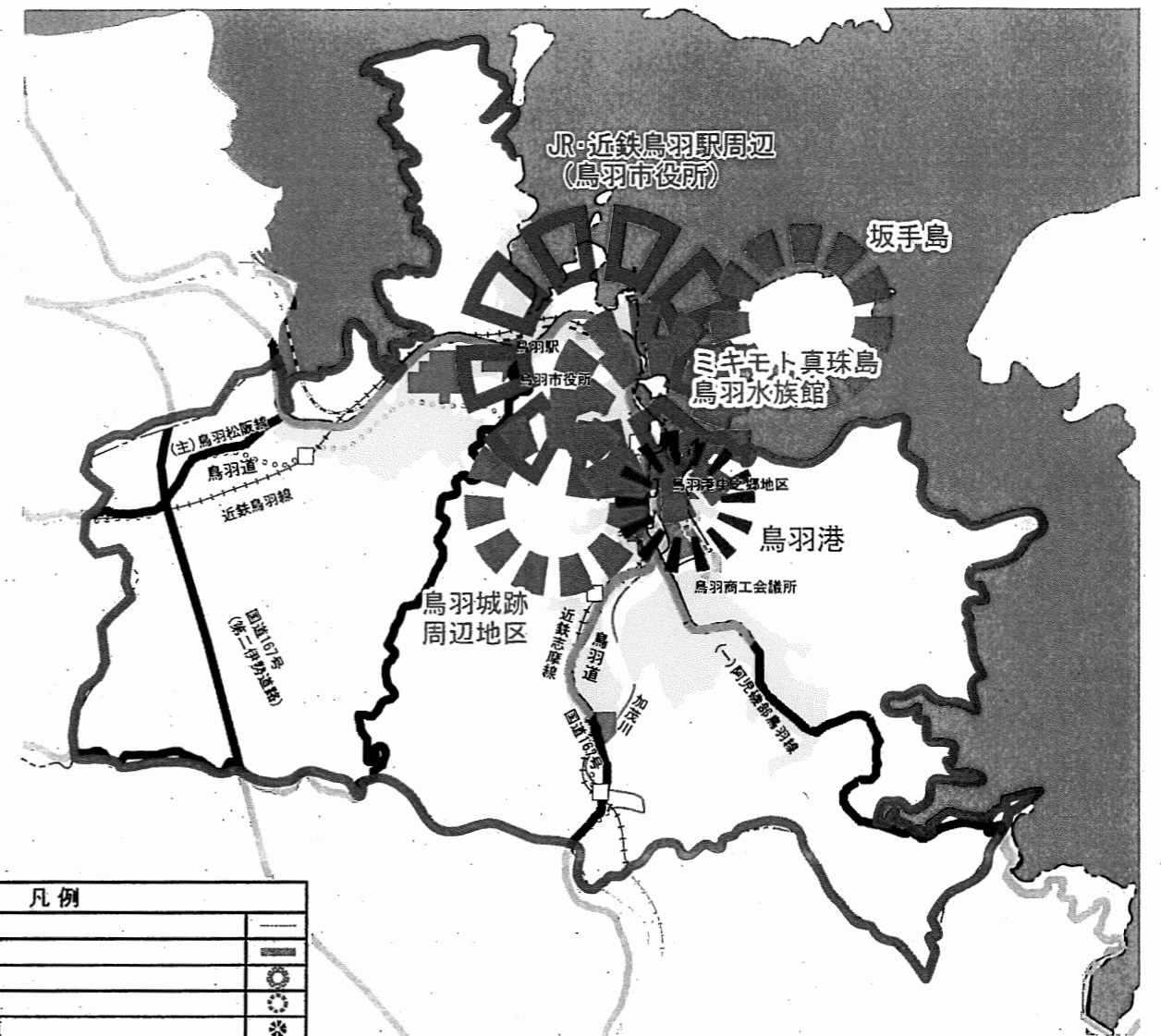
市街地開発事業に関する方針

JR・近鉄鳥羽駅周辺において、都市機能の集約を図るため、柔軟な土地区画整理事業等の適用等により、土地利用の適正な規制・誘導とあわせて、都市施設や都市機能の一体的整備を図ります。

自然的環境の整備又は保全に関する方針

本区域のリアス式海岸や丘陵地等について、積極的な保全に努めます。
 また、住民の利用等に考慮しながら、計画的な公園整備を促進します。
 市街地内における防災や丘陵地等における土地の保全、海・川の水質保全等の観点から、必要な緑地の保全、整備を促進します。
 豊かな自然環境と共生する都市づくりのため、また、CO₂吸収による温室効果ガス削減の観点から、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

■土地利用構想図



凡例	
行政界	——
都市計画区域	——
広域拠点	◎
交流拠点	⊙
広域的な防災拠点	⊛
住宅地(住宅系用途地域)	■
商業・業務地(商業系用途地域)	■
工業地(工業系用途地域)	■
広域的な位置づけのある道路	——
都市計画道路	——
都市計画道路以外	——
鉄道(JR)	——
鉄道(私鉄)	+++
歴史運携軸	○○○○
河川・海	——



志摩都市計画区域(素案) 志摩市の一部

■土地利用規制の基本方針

本区域では人口、世帯数ともに減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。区域内における市街化の動向から急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害は見込まれないため、区域区分は適用せず、必要な場合には用途地域や特定用途制限地域の指定等を検討することにより、無秩序な市街化を抑制します。

■主要な都市計画の決定方針

土地利用に関する方針

○住宅地

広域拠点では、土地の高度利用や複合利用により、都心居住機能を配置します。
既存の市街地では、日常生活に必要な施設の配置に配慮しながら、低層住宅地、中高層住宅地、一般住宅地を配置します。

○商業・業務地

広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する多様な都市機能を配置します。

○工業地

新たな産業や既存産業の立地を促進するため、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。

○都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の指定や建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

都市施設の整備に関する方針

○交通施設

リニア中央新幹線や高速バス等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。

道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、リニア中央新幹線の整備効果を楽しむことができるよう、地域の交通ネットワークとの連携強化を図ります。

バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び周辺の整備について検討するほか、交通事業者と行政等が連携した次世代移動サービス等、新たな交通システムの導入について検討します。市内の各拠点と集落地等の連携にあつては、移動円滑化支援のため、志摩市地域公共交通網形成計画をもとに、バス路線の維持、コミュニティバスやデマンドシステム(バス、タクシー)等の導入や海上交通の維持・確保、バスとの連携強化等について検討します。

○下水道及び河川

生活環境の改善や河川・海域の水質悪化を防止するため、地域の状況に応じて適切な生活排水処理を促進します。

河川については、市街地や既存集落地等における浸水被害を防止するため、適正な整備を進めるとともに、河川改修にあつては、親水性に配慮した潤いのある河川環境の創出を図ります。

市街地開発事業に関する方針

近鉄鵜方駅周辺において、都市機能の集約を図るため、柔軟な土地区画整理事業等の適用等により、土地利用の適正な規制・誘導とあわせて、都市施設や都市機能の一体的整備を図ります。

その他の市街地や集落については、地域住民の合意・協力のもと、地域固有のまち並みを保全しながら、都市基盤の確保・整備を促進します。

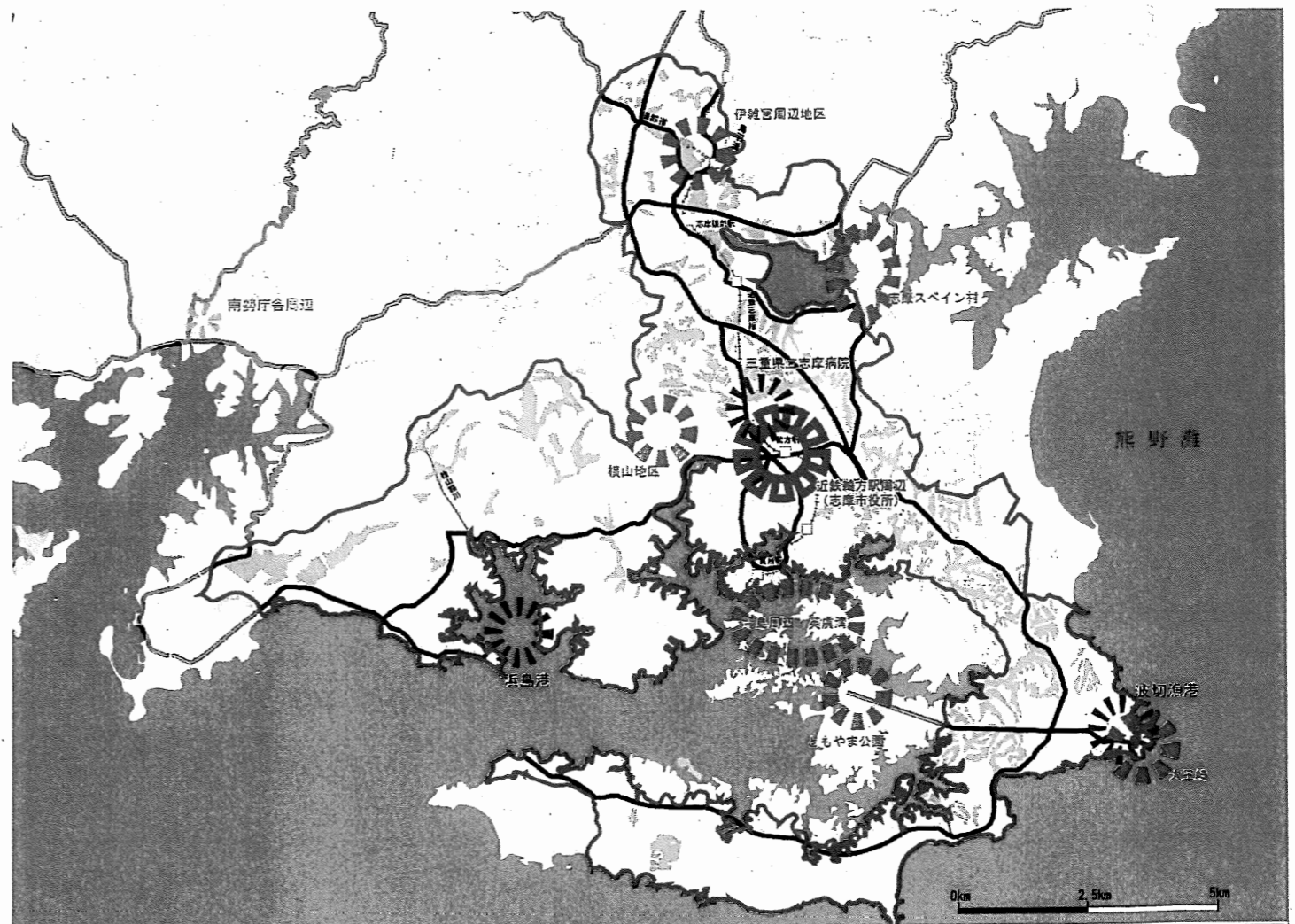
自然的環境の整備又は保全に関する方針

本区域の良好な自然環境や自然景観について、積極的な保全に努めるとともに、交流の場として有効活用を促進します。

市街地や集落における防災や丘陵地等における土地の保全、海・川の水質保全等の観点から、必要な緑地の保全・整備を促進します。

豊かな自然環境と共生する都市づくりのため、また、CO₂吸収による温室効果ガス削減の観点から、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

■土地利用構想図



凡例	
行政界	—
都市計画区域	■
広域拠点	◎
交流拠点	⊙
広域的な防災拠点	⊛
優良農地(農振農用地)	■
鉄道(私鉄)	+++
歴史連携軸	○○○
河川・海	—



南勢都市計画区域(素案) 南伊勢町の一部

■土地利用規制の基本方針

本区域では人口、世帯数ともに減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。区域内における市街化の動向から急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害は見込まれないため、区域区分は適用せず、必要な場合には用途地域や特定用途制限地域の指定等を検討することにより、無秩序な市街化を抑制します。

■主要な都市計画の決定方針

土地利用に関する方針

○住宅地

地域拠点及びその周辺地では、居住機能を配置し、良好な居住環境の形成や定住の促進、支援を図ります。

○商業・業務地

地域拠点では、地域住民の日常の消費需要に応じた、商業・業務地を配置します。

○都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の指定や建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

都市施設の整備に関する方針

○交通施設

リニア中央新幹線や高速バス等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。

道路については、利便性を確保しながら適切に維持管理ができるよう必要なものを都市計画に定め、計画的かつ効率的・効果的に整備します。

町内の各拠点と集落地等の連携にあつては、移動円滑化支援のため、バス路線の維持、コミュニティバスやデマンドシステム(バス、タクシー)、等の導入について検討します。

○下水道及び河川

生活環境の改善や河川・海域の水質悪化を防止するため、地域の状況に応じて適切な生活排水処理を促進します。

河川については、浸水被害を防止するため、未整備河川の改修を進めるとともに、潤いのある河川環境の保全・創出に努めます。

市街地開発事業に関する方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針等を踏まえ、居住環境の改善等に取り組みます。これにあたって、散在する空き地等を集約・再編し、地域に必要な公共施設等を整備する必要がある場合、柔軟な土地区画整理事業等の適用に向けた検討を行います。

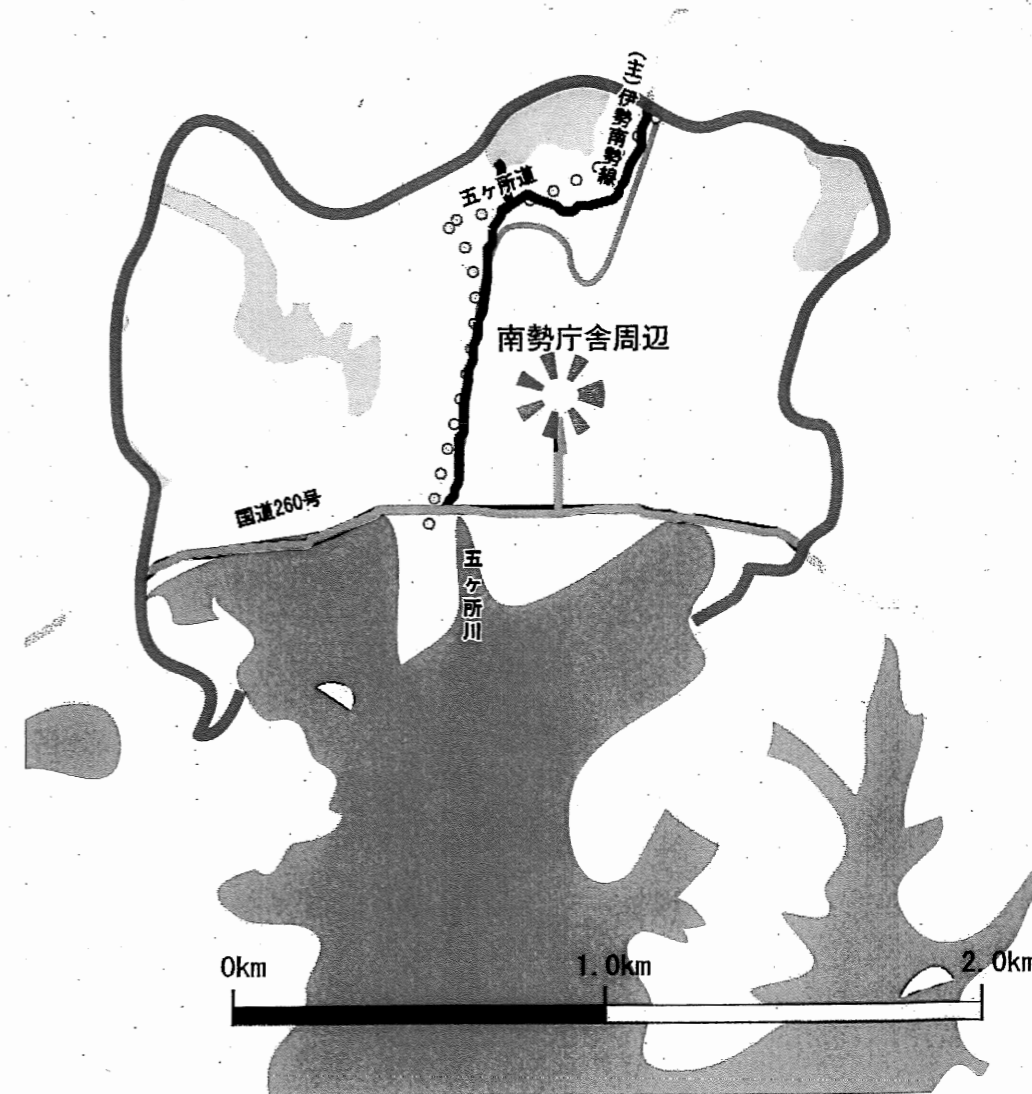
自然的環境の整備又は保全に関する方針

リアス式海岸の五ヶ所湾等の良好な自然環境や自然景観を積極的に保全します。

集落地における防災や丘陵地等における土地の保全、海・川の水質保全等の観点から、必要な緑地の保全・整備を促進します。

豊かな自然環境と共生する都市づくりのため、また、CO₂吸収による温室効果ガス削減の観点から、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

■土地利用構想図



凡例		
都市計画区域	——	
地域拠点(候補)	★	
優良農地(農振農用地)	■	
広域的な位置づけのある道路	都市計画道路	——
	都市計画道路以外	——
歴史連携軸	○○○○	
河川・海	——	



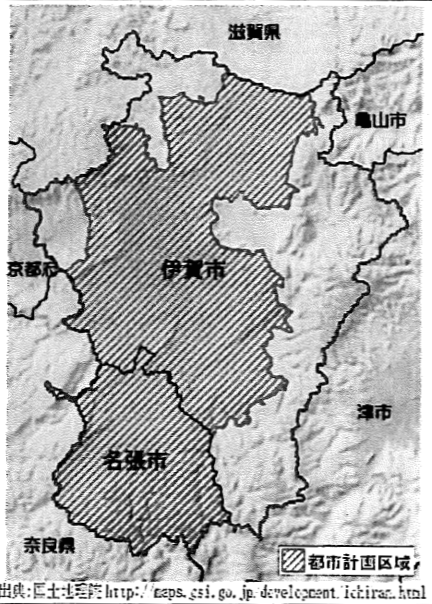
伊賀圏域

【構成市】

・伊賀市、名張市の2市

【構成都市計画区域】

・伊賀都市計画区域（伊賀市の一部）
・名張都市計画区域（名張市）



出典：国土院「http://seps.csi.go.jp/development/ichiran.html」

(1) 圏域・都市計画区域の現状と取組

○地勢、人口、産業

・都市的土地利用は、鈴鹿山系、布引山系、大和高原等に囲まれた盆地状の平地あるいは丘陵地で行われている。

圏域の人口・世帯数	国勢調査			社人研推計値		高齢化率	2015年
	2005	2010	2015	2020	2030		
人口(千人)	183	177	169	165	149	伊賀圏域	30.1%
世帯数(千世帯)	63.0	64.4	64.2	-	-	三重県	27.9%

・商品販売額は、長期的にはやや減少傾向。製造品出荷額は着実な増加傾向。

○市街化動向

DID人口密度	国勢調査			空き家率	2013年
	2005	2010	2015		
伊賀圏域(人/ha)	52.6	50.5	47.7	伊賀圏域	15.0%
三重県(人/ha)	42.3	42.0	41.6	三重県	15.5%

建築着工、農地転用 (2010~2015年)	建築着工(件数の割合)		農地転用(面積の割合)	
	用途地域内	用途地域外	用途地域内	用途地域外
伊賀圏域	46.6%	53.4%	23.0%	77.0%

○都市施設・公共交通

都市施設の整備状況	都市計画道路整備率	汚水処理人口普及率	都市計画公園1人当たり面積
伊賀圏域	50.6%	87.8%	6.2 m ² /人
三重県	51.7%	84.4%	10.4 m ² /人

・自家用車への依存が高く、公共交通の利用者が減少。

○自然環境、災害等

・多様な地域資源の広域交流への活用が期待されている。
・津波被害は想定されていないが、過去には内陸型の伊賀上野地震が発生している。
・発生頻度が高まっている大雨、大型化する台風等による風水害の発生が懸念されている。

○取組

・地域の実情に応じた手法による集約型都市構造の構築に向けた取組
・大都市圏へのアクセス性を生かした産業集積、交流を促進するための多様な取組
・公有民営方式による伊賀鉄道の運行等、公共交通を維持するための取組
・丘陵部の土砂災害対策等、川上ダムの建設をはじめとする治水事業等
・地域資源を生かした観光の振興。「忍者市」宣言などの特徴ある取組

(3) 都市計画の理念：『恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち』

恵まれた歴史・文化・自然を有する圏域として、これらを大切に守り、育みながら地域の魅力を高めるとともに、大都市圏や周辺地域とのつながりを生かした産業の振興や交流の促進により、住む人々や訪れる人々のこころが豊かになる都市をめざします。

	(2) 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題	(3) 都市計画の目標
地域の個性を生かした魅力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化や豊かな自然環境等の多様な地域資源を生かすとともに、良好な景観の形成・保全等により、地域の魅力を高め、地域活力の向上に資する広域交流を促すことが必要です。 既存の都市施設や都市機能、まち並み等のストックを生かしながら、都市空間を魅力あるものとしていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 国定公園や県立自然公園に代表される豊かな自然環境のほか、古くからの歴史や独自の文化等の多様な地域資源を生かした地域づくりを進めるとともに、県内はもとより、名古屋や大阪・京都といった大都市との交流を促す圏域づくりを進めます。 古いまち並みや水・緑に囲まれた良好な生活空間について、安らぎや潤いを与える場、ゆとりあるオープンスペースとしての保全や活用を図ることにより、都市の付加価値を高めます。 郊外の住宅地等は、自然豊かなゆとりある生活環境を維持・形成し、魅力ある暮らしの場とします。
都市機能の効率性と生活利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市街地や市街化が進んだ大規模住宅団地等では、都市施設整備や都市機能の相互連携、適正な土地利用規制の適用を進め、空き地・空き家に対応しながら良好な住環境の維持・増進を図り、定住化を促進・支援することが必要です。 商業・業務、文化、医療、教育等、多様な都市機能は、集約型都市構造の構築の観点から、中心市街地や主要な駅周辺等における既存ストックの活用が可能な区域への集約が必要です。 人口減少に伴い空き地や空き家が発生し、市街地の低密度化がさらに進行すると予測されており、生活利便性を確保するために、必要な都市機能を維持することが必要です。 市街化動向がみられる市街地周辺や幹線道路沿道等において、優良農地の保全や無秩序な開発等の抑制のために必要な場合には、地域のコミュニティ維持に配慮しつつ、適切な都市計画制度の適用を図ることが必要です。 幹線道路ネットワークや公共下水道等について計画の必要な見直しを行い、整備を進めるとともに、都市施設の充実および適切な維持管理を計画的・効率的に進めることが必要です。 利便性の高い公共交通ネットワークの構築とサービスレベルの維持・向上を図るとともに、公共交通の利用を促進するため、交通結節点および周辺施設の整備が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な都市機能の集約を図る拠点を形成・配置し、公共交通等により各拠点間が相互に連携する都市構造の構築をめざします。 都市構造に大きな影響を及ぼす大規模な商業・業務、医療等の都市機能については、中心市街地へ計画的に誘導を図るなど、集約型都市構造の構築に向けた立地の適正化を図ります。 市街地においては、都市機能の集約を図る拠点およびその周辺や公共交通の沿線地域等への居住誘導により、人口密度を維持し、生活サービスの存続を図り、居住者の利便性が確保されるまちづくりをめざします。 行政機関等の公共建築物、公共交通等の交通基盤の再編や、道路等の都市施設の見直しを進める上で、一定のサービス水準を確保し、誰もが安全で安心して住み続けられる環境を形成します。
災害に対応した安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れによる被害のほか、洪水被害、土砂災害等の風水害が懸念されていることをふまえ、防災施設の整備等のハード対策と土地利用の規制・誘導等のソフト対策を一体的に進めることが必要です。 地籍調査を進めるとともに、緊急輸送道路や河川堤防、土砂災害防止施設等の公共土木施設について、未整備箇所の整備や、老朽化対策を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 「防災・減災」に必要な施設等の整備や長寿命化を図り、災害に強い都市づくりを進めるとともに、災害時の防災・医療の拠点と各地域の連絡を強化し、安全・安心を実感できる生活環境づくりを進めます。 災害リスクの高い場所では都市的土地利用を抑制するなど、大規模自然災害による被害の低減に向けた都市構造を検討します。
地域産業活力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然環境との調和を図りつつ、名古屋・大阪の両大都市圏への高い交通利便性を生かし、工業系用途地域を中心に産業集積を図ることが必要です。 開業が見込まれるリニア中央新幹線については、整備の進捗を注視しながら、その施設への円滑なアクセスや他圏域との交流に資する交通ネットワーク等の整備を検討し、地域活力の向上につなげていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境との共生やエネルギー効率を考慮しながら、名古屋・大阪の両大都市圏へのアクセス性を生かし、また、地域や企業のニーズを反映して、産業機能の集積を図ります。 多様な地域資源や、隣接府県との文化的なつながりを活用しながら、広域交流の拡大による地域活力の維持・向上を図ります。

(4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造

- 広域拠点：多様な生活サービス施設等が集積し、市を越えた公共交通等の結節点となる地区のうち、集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区を広域拠点として位置づけます。
- 交流拠点：自然、歴史・文化、レクリエーション等の交流活動が行われる拠点的な地区を交流拠点に位置づけ、アクセスの向上等を図ります。
- 広域的な防災拠点：広域的な防災機能を備えた施設や災害時に拠点となる医療機関を位置づけ、市街地整備や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を進めるなど、拠点周辺地域の防災性向上を図ります。

本圏域においては拠点を以下のとおり形成し、各拠点の役割にあった機能を誘導します。

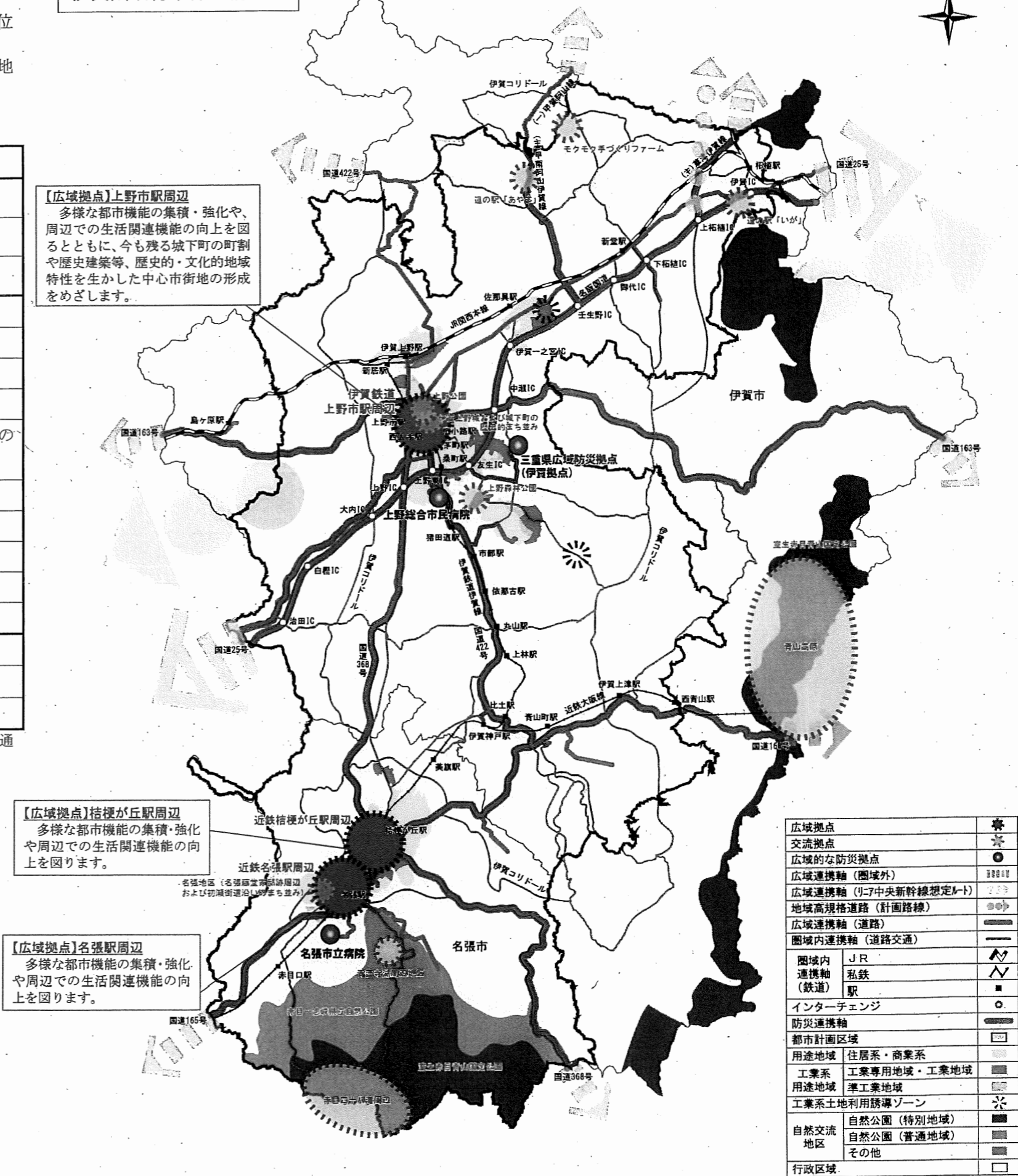
拠点名	市名	都市計画区域	拠点名称	
広域拠点※1	伊賀市	伊賀	伊賀鉄道上野市駅周辺	
	名張市	名張	近鉄名張駅周辺	
			近鉄桔梗が丘駅周辺	
交流拠点※2	自然交流拠点	伊賀市	上野森林公園	
		—	青山高原	
	歴史・文化交流拠点	伊賀市	赤目四十八滝周辺	
		伊賀市	伊賀上野城および城下町の歴史的まち並み	
	レクリエーション等交流拠点	名張市	名張	名張地区（名張藤堂家邸跡周辺および初瀬街道沿いのまち並み）
				伊賀市
		伊賀市	伊賀	モクモク手づくりファーム
				道の駅「いが」
道の駅「あやま」				
広域的な防災拠点※3	伊賀市	伊賀	三重県広域防災拠点（伊賀拠点）	
			上野総合市民病院	
	名張市	名張	名張市立病院	

- ※1：都市機能の集積評価（都市施設の立地状況、人口集中地区等）と交通アクセス機能の評価（鉄道交通・バス交通の状況、幹線道路の整備状況）により一定基準を満たす地区
- ※2：主要観光地や広域交流のための施設整備等が行われている地区・施設
- ※3：三重県地域防災計画に位置づけのある施設

(5) 一体の圏域形成に向けた方針

- ① 都市計画区域の再編
 - ・長期的には行政区域を越えた都市計画区域の再編について検討します。
- ② 都市計画区域の指定
 - ・伊賀市の島ヶ原地区と大山田地区について、今後、必要な調査を実施し、必要性が認められた場合には、都市計画区域への編入等を実施します。

伊賀圏域将来都市構造図



【広域拠点】上野市駅周辺
多様な都市機能の集積・強化や、周辺での生活関連機能の向上を図るとともに、今も残る城下町の町割や歴史建築等、歴史的・文化的地域特性を生かした中心市街地の形成をめざします。

【広域拠点】桔梗が丘駅周辺
多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図ります。

【広域拠点】名張駅周辺
多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図ります。

広域拠点	●
交流拠点	★
広域的な防災拠点	◎
広域連携軸（圏域外）	——
広域連携軸（リア中央新幹線想定ルート）	——
地域高規格道路（計画路線）	——
広域連携軸（道路）	——
圏域内連携軸（道路交通）	——
圏域内連携軸（鉄道）	——
インターチェンジ	○
防災連携軸	——
都市計画区域	■
用途地域	■
工業系	■
用途地域	■
工業系土地利用誘導ゾーン	★
自然交流地区	■
自然公園（特別地域）	■
自然公園（普通地域）	■
その他	■
行政区域	□

※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

伊賀都市計画区域(素案) 伊賀市の一部

■土地利用規制の基本方針

本区域では人口、世帯数ともに減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。大幅な市街地の拡大は見込まれないこと、また、伊賀市において「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」による土地の適正かつ合理的な利用の推進が図られていることから、区域区分は適用せず、用途地域の指定、立地適正化計画の推進等の土地利用の規制や誘導により、無秩序な市街化を抑制します。

■主要な都市計画の決定方針

土地利用に関する方針

○住宅地

広域拠点では、複合的土地利用により、都心居住機能を配置します。なお、本区域の広域拠点では、歴史的・文化的な地域特性を生かした中心市街地の形成をめざすことから、歴史的まち並みと調和した建物への誘導等を進めます。

地域拠点及びその周辺地では、公共交通の利便性向上に向けた支援を促進し、居住機能を配置します。

既存の市街地では、日常生活に必要な施設に配慮しながら、低層住宅地、中高層住宅地、一般住宅地を配置します。

○商業・業務地

広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する多様な都市機能を配置します。なお、広域拠点のうち、今も残る城下町の町割や歴史的・文化的な地域特性を生かした中心市街地の形成をめざす区域については、新たな大規模集客施設の立地を誘導しないこととします。

広域拠点以外の商業・業務地では、新たな大規模集客施設の立地を抑制します。

○工業地

新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域や用途地域外の一団の工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。工業系土地利用誘導ゾーン内については、積極的に工業施設を誘導し、既存ストックを活用しつつ、必要な基盤整備を進めます。

○都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の広がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

都市施設の整備に関する方針

○交通施設

リニア中央新幹線等による広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。

道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、リニア中央新幹線の整備効果を楽しむよう、地域の交通ネットワークとの連携強化を図ります。

バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点および周辺の整備に加え、パーク・アンド・バスライド等の利用促進について検討します。

市内の各拠点と集落地等の連携については、移動円滑化の支援のため、伊賀市地域公共交通網形成計画をもとに、バス路線の維持、コミュニティバスやデマンドシステム（バス、タクシー）等の導入について検討します。

○下水道及び河川

生活環境の改善や河川等の水質悪化を防止するため、地域の状況に応じ、農業集落排水事業等との連携を図りながら、引き続き公共下水道の整備を促進します。

河川については、自然環境と良好な水辺環境の維持に配慮しつつ、河川整備を進めます。

市街地開発事業に関する方針

伊賀鉄道上野市駅周辺については、都市機能の充実を引き続き図るとともに、周辺の市街地については、歴史的景観等に配慮しながら、公共施設の整備、土地利用の純化等により居住環境の改善に努めます。地域拠点等では、まちの活力を維持できる生活基盤の整備や、良好な居住環境形成のため、市街地の整備を検討します。

これらの実現にあたっては、柔軟な土地区画整理事業等の適用等の取組を進めます。

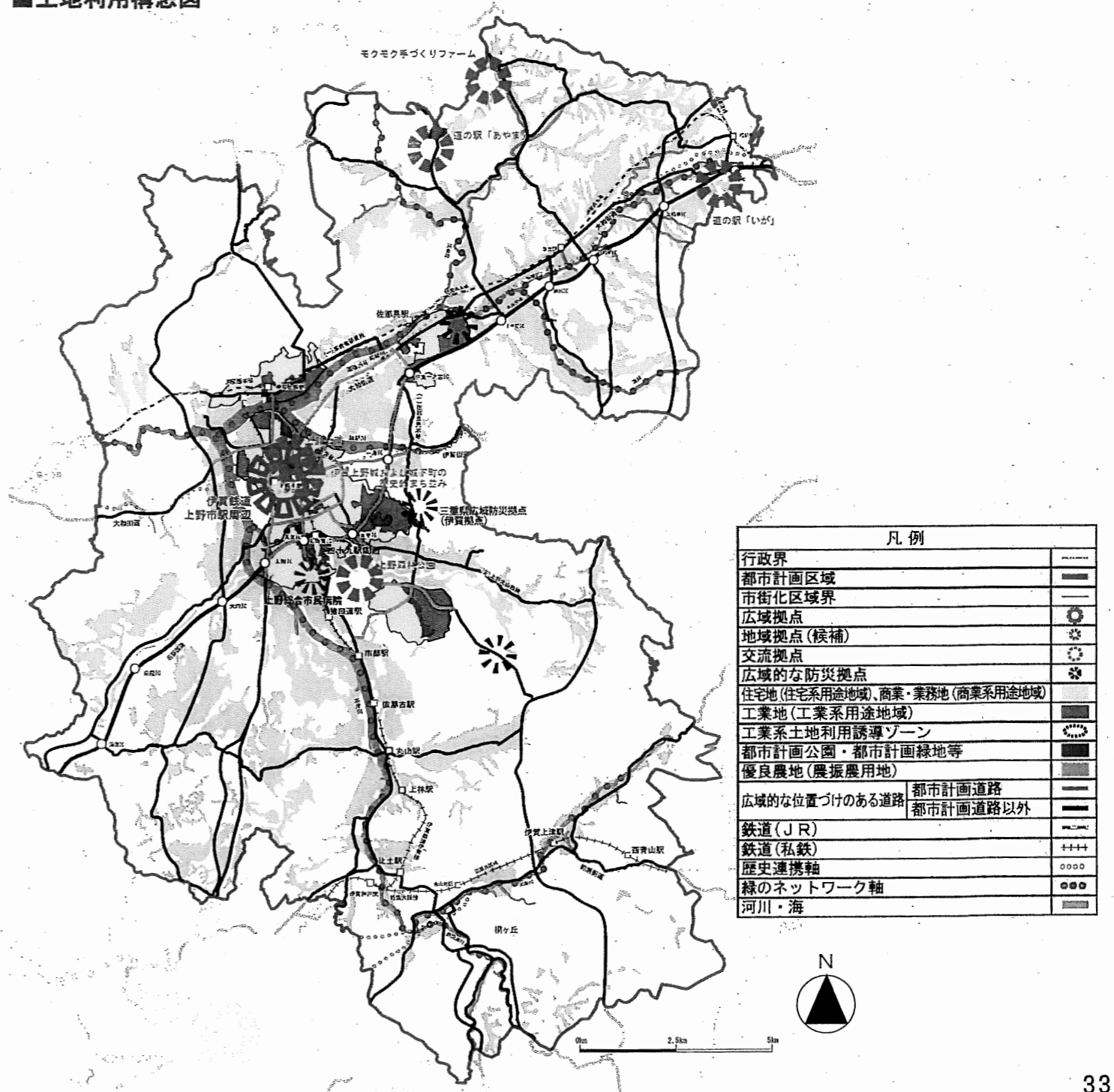
自然的環境の整備又は保全に関する方針

本区域は、周囲を山地や丘陵地の樹林地に囲まれているほか、木津川等の河川や点在するため池があり、身近な自然環境に恵まれています。

また、地球温暖化対策の観点から、CO₂の吸収源となる緑地を積極的に保全し、創出することが必要であり、都市防災の観点から、雨水流出や土砂災害の抑制に資する緑地の保全が重要となっています。

このため、これらの自然環境を保全するとともに、レクリエーション機能や防災機能等を考慮し、公園、緑地等の計画的な配置を図ります。

■土地利用構想図



■土地利用規制の基本方針

本区域では人口が減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。世帯数は増加傾向にありますが、今後急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害は見込まれないことから、区域区分は適用せず、用途地域の新規指定や見直しすることの他、特定用途制限地域の指定等を検討することにより、無秩序な市街化を抑制します。

■主要な都市計画の決定方針

土地利用に関する方針

○住宅地

広域拠点では、都心居住機能を配置します。近鉄名張駅～名張市役所周辺では、隣接する名張地区の歴史・文化資源に配慮しつつ、土地の高度利用や複合利用を図ります。また、近鉄桔梗が丘駅周辺では、交通結節点としての機能を生かし、利便性の維持や増進を図ります。

既存の市街地では、日常生活に必要な施設に配慮しながら、低層住宅地、中高層住宅地、一般住宅地を配置します。

○商業・業務地

広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する多様な都市機能を配置します。広域拠点のうち周辺に人口が集積し公共交通の利便性が高い区域では、新たな大規模集客施設の立地を誘導します。

広域拠点以外の商業・業務地では、新たな大規模集客施設の立地を抑制します。

また、交流拠点を訪れる交流人口を取り込んだ活性化方策についてもあわせて検討します。

○工業地

新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域や用途地域外の一団の工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。

○都市防災の観点から必要な市街地の抑制等に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

都市施設の整備に関する方針

○交通施設

リニア中央新幹線等による広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。

道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、リニア中央新幹線の整備効果を楽しむよう、地域の交通ネットワークとの連携強化を図ります。

バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び周辺の整備に加え、パーク・アンド・バスライド等の利用促進について検討します。

市内の各拠点と集落地等の連携については、移動円滑化支援のため、名張市地域公共交通網形成計画をもとに、バス路線の維持、既存の地域コミュニティバスに合わせたデマンドシステム（バス、タクシー）等の導入について検討します。

○下水道及び河川

生活環境の改善や河川等の水質悪化を防止するため、地域の状況に応じ、農業集落排水事業等との連携を図りながら、引き続き公共下水道の整備を促進します。

河川については、自然環境と良好な水辺環境の維持に配慮しつつ、河川整備を進めます。また観光振興や地域活性化の促進を図るために必要な親水空間の整備等を併せて進めます。

市街地開発事業に関する方針

近鉄名張駅周辺及び近鉄桔梗が丘駅周辺では、都市機能の集約を図るため、またその他の市街地では、まちの活力を維持できる生活基盤の整備や、良好な居住環境形成のため、柔軟な土地区画整理事業等の適用等による市街地の整備を検討します。

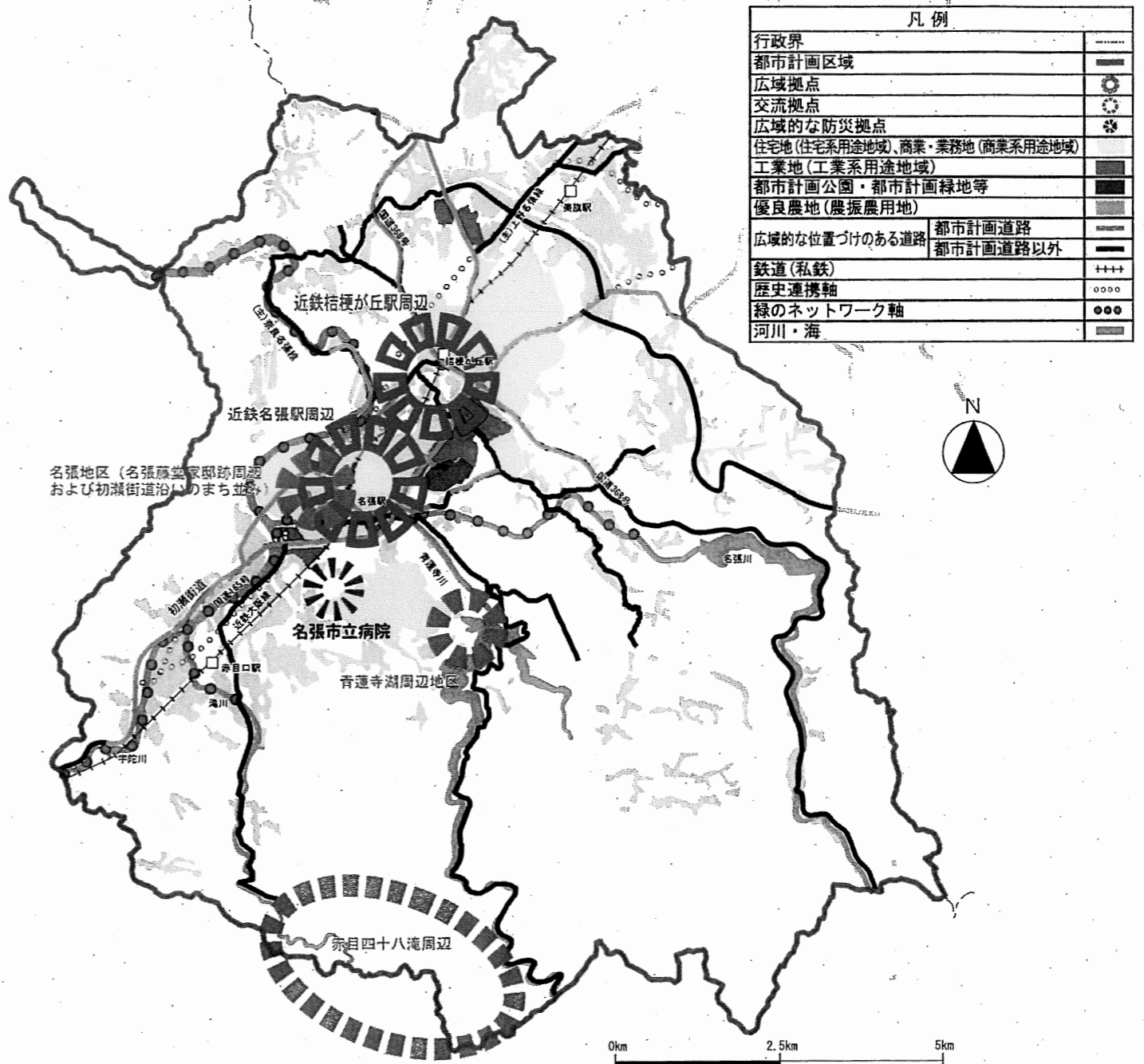
自然的環境の整備又は保全に関する方針

本区域の南部は、室生赤目青山国定公園や赤目一志峡県立自然公園に指定されているとともに、市街地周辺は田園や樹木林等に囲まれて、名張川等が流下するなど水と緑に恵まれた自然環境を有しています。

また、地球温暖化対策の観点から、CO₂の吸収源となる緑地を積極的に保全し、創出することが必要であり、都市防災の観点から、雨水流出や土砂災害の抑制に資する緑地の保全が重要となっています。

このため、これらの自然環境を保全するとともに、レクリエーション機能や防災機能等を考慮し、公園、緑地等の計画的な配置を図ります。

■土地利用構想図



東紀州圏域

【構成市町】

・尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の2市3町

【構成都市計画区域】

・尾鷲都市計画区域（尾鷲市の一部）
 ・熊野都市計画区域（熊野市の一部）
 ・紀伊長島都市計画区域（紀北町の一部）
 ・御浜都市計画区域（御浜町の一部）



(1) 圏域・都市計画区域の現状と取組

○地勢、人口、産業

・都市的土地利用が行われている地域は、地形条件から熊野灘沿岸の一部の平地や丘陵地に限定されている。

圏域の人口・世帯数	国勢調査			社人研推計値		高齢化率	2015年
	2005	2010	2015	2020	2030		
人口(千人)	86	80	72	68	57	東紀州圏域	40.0%
世帯数(千世帯)	37	35	33	-	-	三重県	27.9%

- ・製造品出荷額は減少が続き、商品販売額は長期的には減少傾向。
- ・農林水産業が主要産業となっているが、担い手育成等の課題がある。
- ・観光入込客数は増加傾向。

○市街化動向

DID人口密度	国勢調査			空き家率	2013年
	2005	2010	2015		
東紀州圏域(人/ha)	37.2	33.0	30.2	東紀州圏域	24.2%
三重県(人/ha)	42.3	42.0	41.6	三重県	15.5%

建築着工、農地転用(2010~2015年)	建築着工(件数の割合)		農地転用(面積の割合)	
	用途地域内	用途地域外	用途地域内	用途地域外
東紀州圏域	3.3%	96.7%	0.8%	99.2%

○都市施設・公共交通

都市施設の整備状況	都市計画道路整備率	汚水処理人口普及率	都市計画公園1人当たり面積
東紀州圏域	87.8%	39.9%	25.0 m ² /人
三重県	51.7%	84.4%	10.4 m ² /人

・自家用車への依存が非常に高く、公共交通の利用者が減少。

○自然環境、災害等

- ・豊かな自然環境と「世界遺産・熊野古道」を擁する全国的に著名な観光地となっている。
- ・南海トラフ地震では、沿岸部を中心に大きな被害の発生が想定されている。
- ・全国屈指の多雨地帯であり、風水害の発生が懸念されている。

○取組

- ・紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の広域的道路網や三木浦漁港等の水産基盤の整備
- ・「伊勢熊野みち」が日本風景街道に登録され、更なる観光振興に向けた取組
- ・沿岸部の地震津波対策、丘陵部の土砂災害対策等、災害時における孤立防止対策等

(3) 都市計画の理念:

『自然・文化と命の道により交流を育み、美しい風景の中に暮らすまち』

自然・文化面で重要な資源を有している圏域であり、地域の悲願であった災害時の救援や地域の命を支える「命の道」としての高速道路の整備が進み、その整備効果を活用した広域交流の拡大を進めるため、地域振興の展開として、農林水産業の高付加価値化や「吉野熊野国立公園」、「世界遺産・熊野古道」等の地域資源の保全・利活用を進めることにより、持続的で安全・快適な暮らしの場を提供する都市をめざします。

	(2) 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題	(3) 都市計画の目標
地域の個性を生かした魅力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・景観や自然環境の保全を考慮した拠点・施設整備を行い地域の魅力を高め、発信していくことが必要です。 ・既存の都市施設や都市機能、歴史・文化を背景とするまち並み等のストックを生かしながら、都市空間を魅力あるものとしていくことが必要です。 ・市街地の周辺では、優良農地の保全を図りつつ、地域コミュニティへの支援を目的とする適切な土地利用規制・誘導を図ることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や歴史・文化資産の保全に努めるとともに、地域の重要な産業である農林水産業の高付加価値化等の地域振興を進めるなど、多様な地域資源を生かした地域独自の取組が複層的に連携することでさまざまな魅力を生み出す圏域づくりを進めます。 ・古いまち並みや水・緑に囲まれた良好な生活空間は、安らぎや潤いを与える場、ゆとりあるオープンスペースとしての保全や活用を図り、都市の付加価値を高めます。 ・郊外の住宅地等は、自然豊かなゆとりのある暮らしの場にします。
都市機能の効率性と生活利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックの有効活用を促進するほか、特に中心市街地における広域交流を取り込んだ商業集積の促進により、圏域全体の活性化に結びつけることが必要です。 ・人口減少に伴い空き地や空き家が発生し、市街地の低密度化がさらに進行すると予測されており、生活利便性を確保するために必要な都市機能を維持することが必要です。 ・幹線道路ネットワークや公共下水道等について計画の必要な見直しを行い、整備を進めるとともに、都市施設の充実および適切な維持管理を計画的・効率的に進めることが必要です。 ・超高齢社会への対応と環境負荷の低減に向け、公共交通のサービスレベルの維持・向上を図るとともに、公共交通の利用を促進するための交通結節点および周辺施設の整備も必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能を維持するために集約を図る拠点を形成・配置し、各拠点間の相互連携が可能な都市構造の構築をめざします。 ・生活利便性に直結する商業・業務、医療等の都市機能は、拠点へ計画的に誘導するなど、立地の適正化を図ります。 ・都市機能の集約を図る拠点およびその周辺等への居住の誘導を図ることにより、拠点周辺等の人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるまちづくりをめざします。 ・低密度化が進行するなか、公共施設の整備や再編等の検討において、既存施設や計画の廃止を含めた見直しを行い、施設の整備、維持・更新等を効率的に行うことで、生活サービスが一定水準以上確保されることをめざします。 ・超高齢社会に対応するため、ユニバーサルデザインを考慮した施設の整備・維持を促進し、高齢者や障がい者、子ども等誰もが安全で安心して生活できる環境を形成します。
災害に対応した安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部を中心に地震災害による大きな被害が想定されていることや洪水被害、土砂災害等の風水害が懸念されていることをふまえ、防災・避難施設の整備等のハード対策と土地利用の規制・誘導等のソフト対策を一体的に進めることが必要です。 ・緊急輸送道路や河川・海岸堤防、土砂災害防止施設等の公共土木施設について、未整備箇所の整備や、老朽化対策を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「防災・減災」に必要な避難施設等の整備や長寿命化を図り、災害に強い都市づくりを進めるとともに、災害時の防災・医療の拠点と各地域の連絡を強化し、安全・安心を実感できる生活環境づくりを進めます。 ・災害リスクの高い場所では、避難場所や避難路の整備を進め、用途を考慮した都市的土地利用の抑制や建築物の構造規制等を行うほか、災害リスクの低い場所への都市機能や居住の移転を進めるなど、災害に強いまちづくりに向けて、都市構造の再編を検討します。
地域産業活力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・紀勢自動車道および熊野尾鷲道路等を活用することにより地域内外の交流を促進し、地域活力に結び付けていくことが必要です。 ・豊かな自然環境や「世界遺産・熊野古道」、個性ある歴史・文化資産については、次世代に引き継ぐため保全することを前提としつつ観光への利活用を図ることが必要です。 ・農林水産業の振興を図るとともに、これらを資源とした観光・交流の拡大による地域活力の向上が必要です。 ・2027年のリニア中央新幹線東京・名古屋間開業により、拡大すると予想される交流人口の取り込みが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・紀勢自動車道や熊野尾鷲道路、それらを含む幹線道路網等を基盤として、多様な自然環境や歴史・文化資産、あるいは農林水産業といった地域資源を生かした観光産業等により広域交流が生み出される、活力ある圏域づくりを進めます。

(4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造

- 広域拠点：多様な生活サービス施設等が集積し、市町を越えた公共交通等の結節点となる地区のうち、さらに居住や都市機能を誘導する地区を広域拠点として位置づけます。
- 交流拠点：自然、歴史・文化、レクリエーション等の交流活動が行われる拠点的な地区を交流拠点に位置づけ、アクセスの向上等を図ります。
- 広域的な防災拠点：広域的な防災機能を備えた施設や災害時に拠点となる医療機関等を位置づけ、市街地整備や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を進めるなど、拠点周辺地域の防災性向上を図ります。

本圏域においては拠点を以下のとおり形成し、各拠点の役割にあった機能を誘導します。

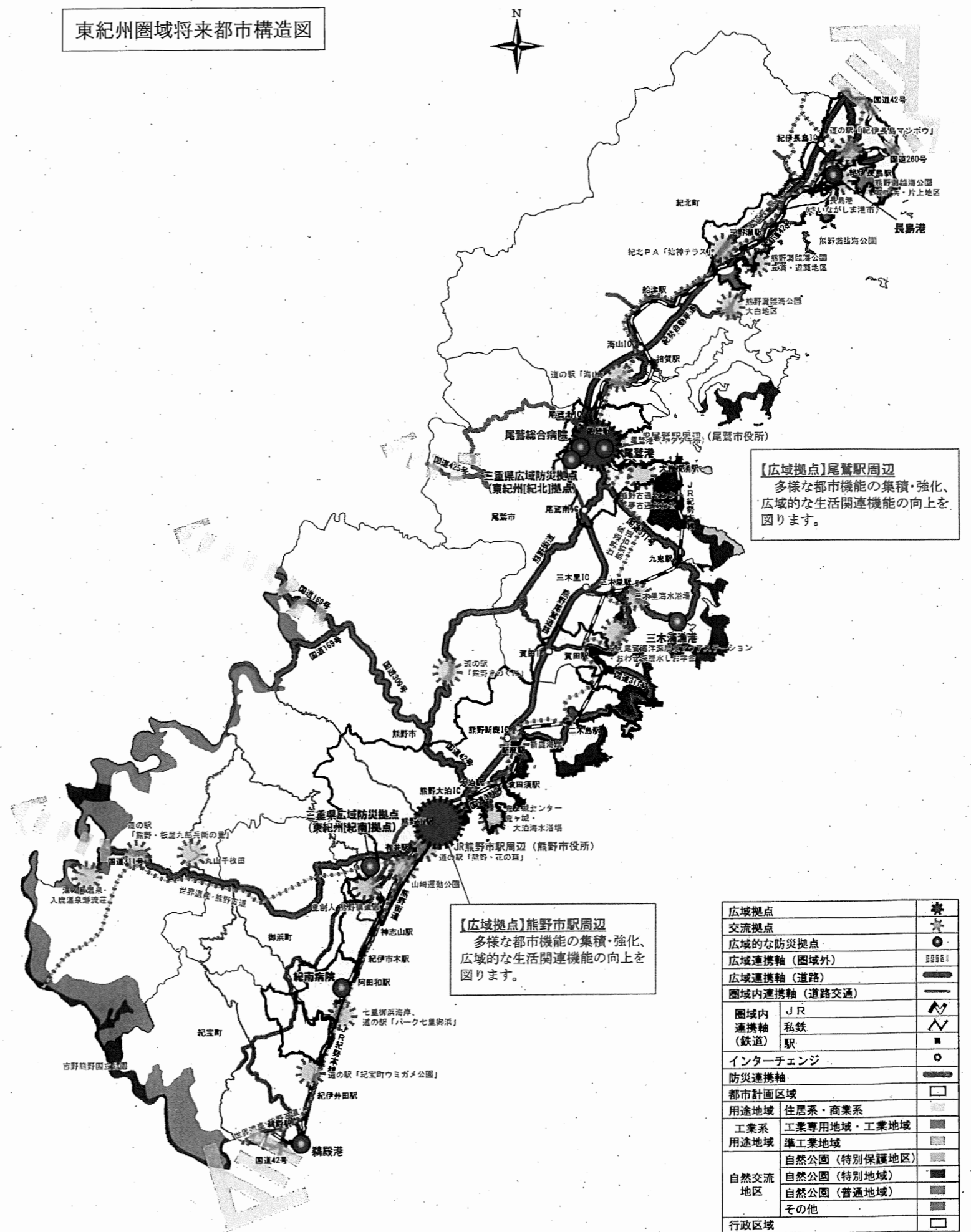
拠点名	市町名	都市計画区域	拠点名称		
広域拠点※1	尾鷲市	尾鷲	JR尾鷲駅周辺（尾鷲市役所）		
	熊野市	熊野	JR熊野市駅周辺（熊野市役所）		
自然交流拠点	尾鷲市	—	三木里海水浴場		
	熊野市	熊野	新鹿海岸 鬼ヶ城・大泊海水浴場		
		—	丸山千枚田		
	紀北町 御浜町	紀伊長島/都市計画区域外 御浜/都市計画区域外	熊野灘臨海公園（3地区） 七里御浜海岸		
歴史・文化交流拠点	尾鷲市/熊野市/紀北町/御浜町/紀宝町	尾鷲/熊野/紀伊長島/御浜/都市計画区域外	世界遺産・熊野古道		
交流拠点※2	尾鷲市	尾鷲	尾鷲港（イタダキ市） 熊野古道センター・夢古道おわせ みえ尾鷲海洋深層水アクアステーション・おわせ深層水しお学舎		
			—	山崎運動公園	
	熊野市	熊野	道の駅「熊野・花の窟」 鬼ヶ城センター 湯ノ口温泉・入鹿温泉瀧流荘 道の駅「熊野・板屋九郎兵衛の里」 道の駅「熊野きのくに」		
			—	里創人 熊野倶楽部	
			紀北町	紀伊長島	道の駅「紀伊長島マンボウ」 長島港（きいながしま港市） 紀北PA「始神テラス」 道の駅「海山」
					—
	御浜町 紀宝町	御浜 —	道の駅「紀宝町ウミガメ公園」		
	広域的な防災拠点※3	尾鷲市	尾鷲	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点） 尾鷲総合病院 尾鷲港	
				—	三木浦漁港
				熊野市	熊野
紀北町		紀伊長島	長島港		
御浜町 紀宝町		御浜 —	紀南病院 鵜殿港		

- ※1：都市機能の集積評価（都市施設の立地状況、人口集中地区等）と交通アクセス機能の評価（鉄道交通・バス交通の状況、幹線道路の整備状況）により一定基準を満たす地区
- ※2：主要観光地や広域交流のための施設整備等が行われている地区・施設
- ※3：三重県地域防災計画に位置づけのある施設

(5) 一体の圏域形成に向けた方針

① 都市計画区域の再編
・長期的には行政区域を越えた都市計画区域の再編について検討します。
② 都市計画区域の指定
・必要に応じて都市計画区域の拡大や準都市計画区域の指定を検討します。

東紀州圏域将来都市構造図



【広域拠点】尾鷲駅周辺
多様な都市機能の集積・強化、広域的な生活関連機能の向上を図ります。

【広域拠点】熊野市駅周辺
多様な都市機能の集積・強化、広域的な生活関連機能の向上を図ります。

広域拠点	★
交流拠点	☆
広域的な防災拠点	◎
広域連携軸（圏域外）	
広域連携軸（道路）	——
圏域内連携軸（道路交通）	——
圏域内連携軸（JR）	——
圏域内連携軸（私鉄）	——
圏域内連携軸（鉄道）	——
インターチェンジ	○
防災連携軸	——
都市計画区域	□
用途地域	住居系・商業系
工業系	工業専用地域・工業地域
用途地域	準工業地域
自然交流地区	自然公園（特別保護地区）
	自然公園（特別地域）
	自然公園（普通地域）
その他	■
行政区域	□

※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

尾鷲都市計画区域(素案) 尾鷲市の一部

■土地利用規制の基本方針

本区域では人口、世帯数ともに減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。区域内における市街化の動向から急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害は見込まれないため、区域区分は適用せず、必要な場合には用途地域や特定用途制限地域の指定等を検討することにより、無秩序な市街化を抑制します。

■主要な都市計画の決定方針

土地利用に関する方針

○住宅地

広域拠点では、土地の高度利用や複合利用等により、居住機能を配置します。

既存の市街地では、日常生活に必要な施設の配置に配慮しながら、適切な密度構成にしたがった住宅地を配置します。

○商業・業務地

広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する多様な都市機能を配置します。

広域拠点以外の商業・業務地については、地域のまちづくり方針を踏まえ、適切な維持に努めます。

なお、大規模集客施設の立地については、既存の商業機能が維持され、中心市街地の活性化を図るための調整を行ったうえで、広域拠点において商業地域や近隣商業地域の用途地域指定を検討します。

○港湾地域

尾鷲港については、港湾計画に基づき防災機能等の維持を図るとともに、火力発電所跡地(おわせ SEA モデル)の利活用も含めた都市計画決定等を検討します。賀田港については、地場産業や流通拠点機能等の維持を図るとともに、臨港地区の指定を維持します。

○都市防災の観点から必要な市街地の抑制等に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の広がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の指定や建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

都市施設の整備に関する方針

○交通施設

リニア中央新幹線や高速バス等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。

道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、産業振興に資する交流拠点等と市街地とを結ぶ周遊ネットワークの形成を進めます。

バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び周辺の整備に加え、パーク・アンド・バスライド等の利用促進について検討します。

市街地の郊外にある集落地等と市街地との連携については、移動円滑化支援のため、バス路線の維持、デマンドシステム(バス、タクシー)等の導入について検討します。

○下水道及び河川

生活環境の改善や、河川等の水質保全を図るため、地域の状況に応じた適切な生活排水処理を促進します。

河川については、自然環境や良好な水辺環境の維持等に配慮しつつ、治水対策を進めます。

市街地開発事業に関する方針

JR 尾鷲駅周辺等の中心市街地の活性化や居住環境の改善等に取り組みます。

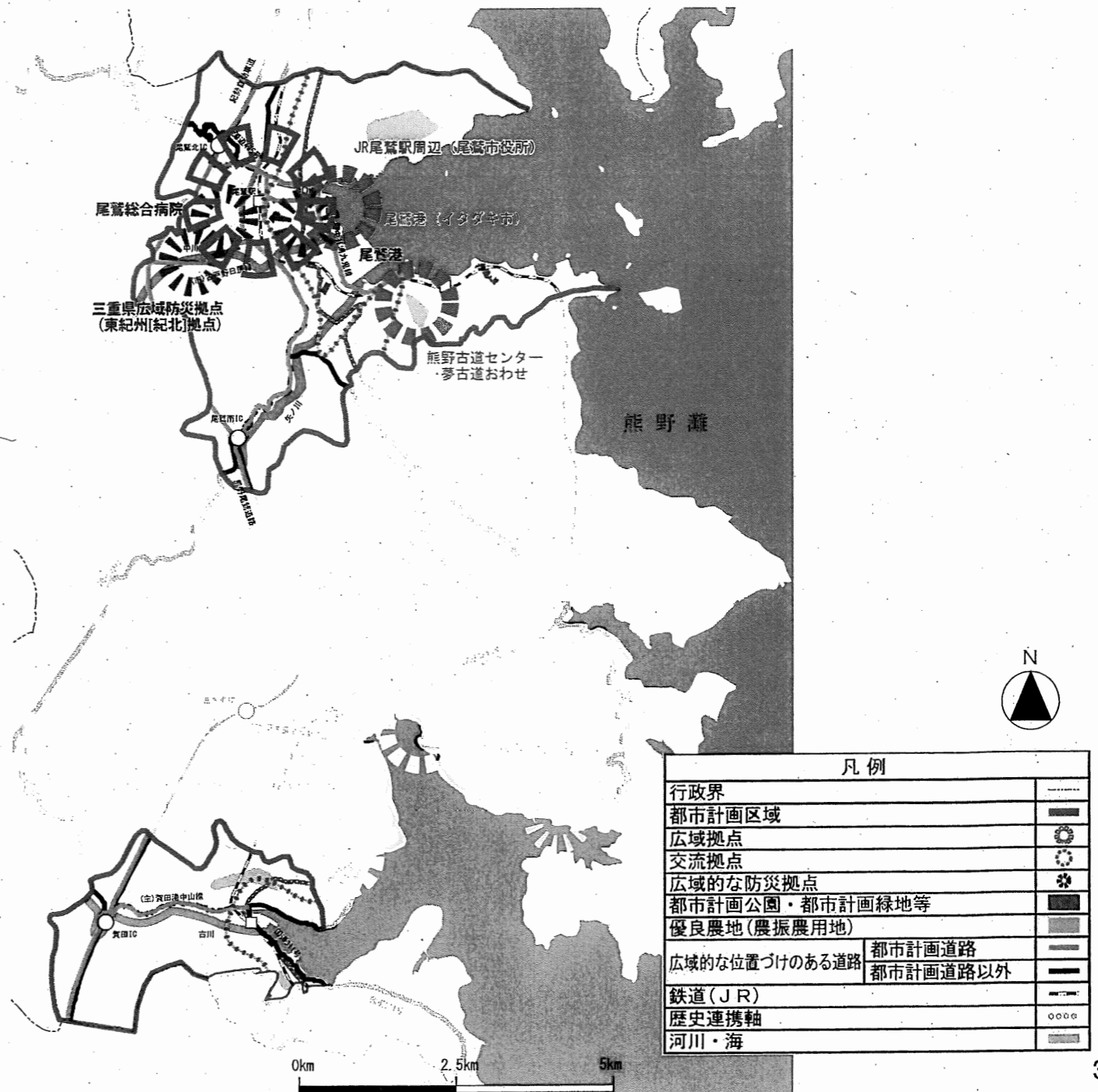
その他の地域を含め、散在する空き地等を集約・再編し、地域に必要な公共施設等を整備する必要がある場合、柔軟な土地区画整理事業等の適用に向けた検討を行います。

自然的環境の整備又は保全に関する方針

現況の海岸緑地や市街地周辺の緑地と、今後の市街地形成との調和を図りながら、都市の骨格形成に資する緑地の整備又は保全を図ります。

豊かな自然環境と共生する都市づくりのため、また、CO₂の吸収による温室効果ガス削減の観点から、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

■土地利用構想図



熊野都市計画区域(素案) 熊野市の一部

■土地利用規制の基本方針

本区域では人口、世帯数ともに減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。区域内における市街化の動向から急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害は見込まれないため、区域区分は適用せず、必要な場合には用途地域や特定用途制限地域の指定等を検討することにより、無秩序な市街化を抑制します。

■主要な都市計画の決定方針

土地利用に関する方針

○住宅地

広域拠点では、土地の高度利用や複合利用等により、居住機能を配置します。

既存の市街地では、日常生活に必要な施設に配慮しながら、適切な密度構成にしたがった住宅地を配置します。

○商業・業務地

広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する多様な都市機能を配置します。

広域拠点以外の商業・業務地については、地域のまちづくり方針を踏まえ、適切な維持に努めます。

なお、大規模集客施設の立地については、既存の商業機能が維持され、中心市街地の活性化を図るための調整を行ったうえで、広域拠点において商業地域や近隣商業地域の用途地域指定を検討します。

○都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の指定や建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

都市施設の整備に関する方針

○交通施設

リニア中央新幹線や高速バス等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。

道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、産業振興に資する交流拠点等と市街地とを結ぶ周遊ネットワークの形成を進めます。

バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び周辺の整備に加え、パーク・アンド・バスライド等の利用促進について検討します。

市街地の郊外に所在する集落地等と市街地との連携については、移動円滑化支援のため、バス路線の維持、デマンドシステム(バス、タクシー)等の導入について検討します。

○下水道及び河川

生活環境の改善や、河川等の水質保全を図るため、地域の状況に応じた適切な生活排水処理を促進します。

河川については、自然環境や良好な水辺環境の維持等に配慮しつつ、河川整備を進めます。

市街地開発事業に関する方針

JR熊野市駅や記念通り・本町通りを中心とする広域拠点及びその周辺地においては、本区域の玄関口としてふさわしいまち並みの創出に向け、必要に応じて市街地開発事業を検討します。

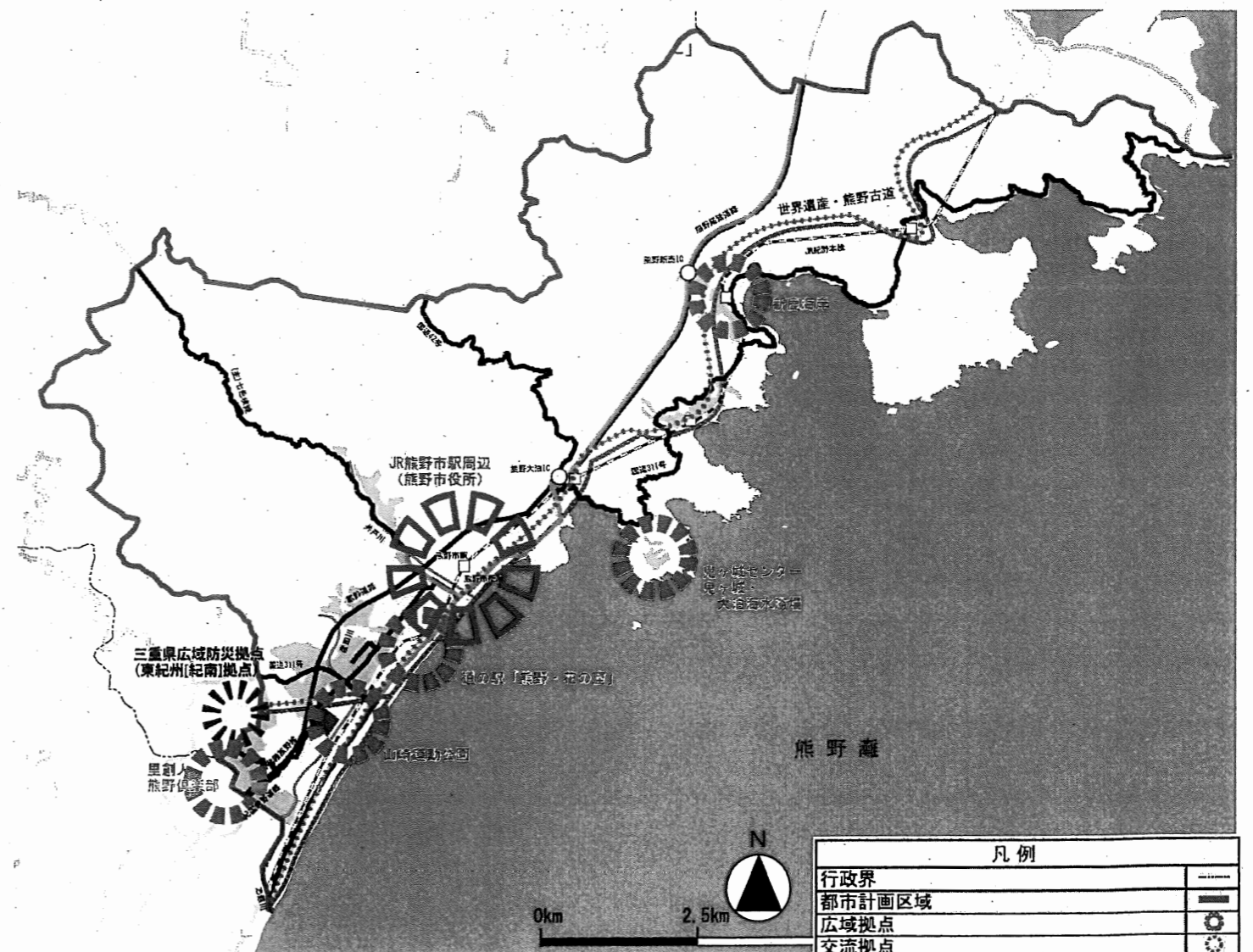
その他の地域を含め、散在する空き地等を集約・再編し、地域に必要な公共施設等を整備する必要がある場合、柔軟な土地区画整理事業等の適用に向けた検討を行います。

自然的環境の整備又は保全に関する方針

風光明媚な自然環境が保全されている海岸線は、適切に保全を図ります。市街地の郊外に所在する田園や山林等の豊かな自然環境については、保全を前提としつつ、レクリエーションや防災への利活用、並びに公園の適切な配置を促進します。

豊かな自然環境と共生する都市づくりのため、また、CO₂吸収による温室効果ガス削減の観点から、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

■土地利用構想図



凡例	
行政界	---
都市計画区域	■
広域拠点	◎
交流拠点	⊙
広域的な防災拠点	⊛
都市計画公園・都市計画緑地等	■
優良農地(農振農用地)	■
広域的な位置づけのある道路	都市計画道路
	都市計画道路以外
鉄道(JR)	—
歴史遺構軸	○○○○
河川・海	—

紀伊長島都市計画区域(素案) 紀北町の一部

■土地利用規制の基本方針

本区域では人口、世帯数ともに減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。区域内における市街化の動向から急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害は見込まれないため、区域区分は適用せず、必要な場合には用途地域や特定用途制限地域の指定等を検討することにより、無秩序な市街化を抑制します。

■主要な都市計画の決定方針

土地利用に関する方針

- 住宅地
地域拠点及びその周辺地では、居住機能を配置し、良好な居住環境の形成や定住の促進、支援を図ります。
既存の市街地では、日常生活に必要な施設の配置に配慮しながら、適切な密度構成にしたがった住宅地を配置します。
- 商業・業務地
地域拠点では、地域住民の日常の消費需要に応じた、商業・業務地を配置します。その他の商業・業務地については、地域のまちづくり方針を踏まえ、適切な維持に努めます。
- 都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針
拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の指定や建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

都市施設の整備に関する方針

- 交通施設
リニア中央新幹線や高速バス等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。
道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、産業振興に資する交流拠点等と市街地とを結ぶ周遊ネットワークの形成を進めます。
バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び周辺の整備に加え、パーク・アンド・バスライド等の利用促進について検討します。
市街地の郊外に所在する集落地等と市街地との連携については、移動円滑化支援のため、バス路線の維持、デマンドシステム(バス、タクシー)等の導入について検討します。
- 下水道及び河川
生活環境の改善や、河川等の水質保全を図るため、地域の状況に応じた適切な生活排水処理を促進します。
河川については、自然環境や良好な水辺環境の維持等に配慮しつつ治水対策を進めます。

市街地開発事業に関する方針

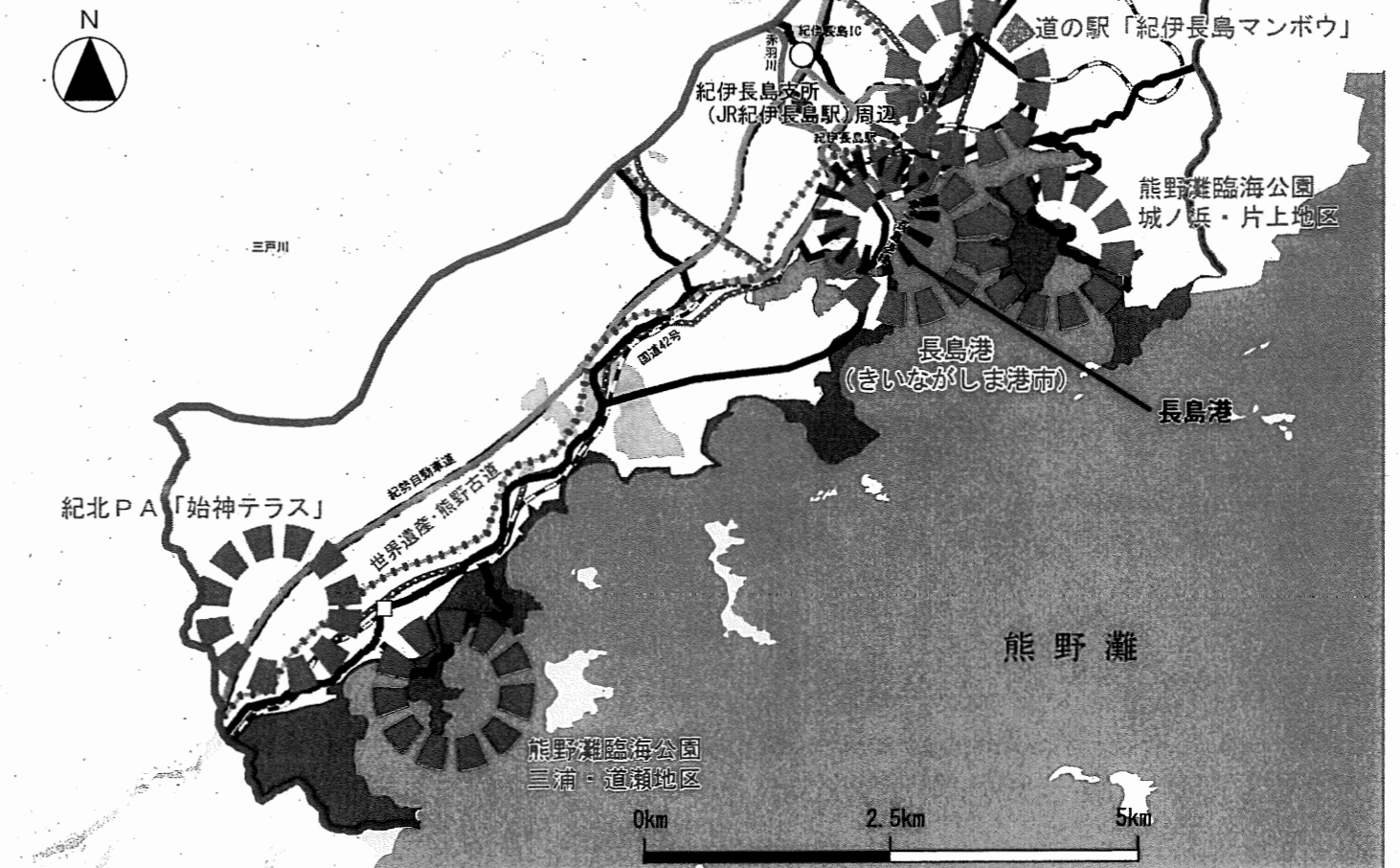
土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針等を踏まえ、中心市街地の活性化や居住環境の改善等に取り組みます。
その他の地域を含め、散在する空き地等を集約・再編し、地域に必要な公共施設等を整備する必要がある場合、柔軟な土地区画整理事業等の適用に向けた検討を行います。

自然的環境の整備又は保全に関する方針

現況の海岸緑地や市街地周辺の緑地と、今後の市街地形成との調和を図りながら、都市の骨格の形成に資する緑地の整備又は保全を図ります。
豊かな自然環境と共生する都市づくりのため、また、CO₂吸収による温室効果ガス削減の観点から、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

■土地利用構想図

凡例	
行政界	——
都市計画区域	■
地域拠点(候補)	◎
交流拠点	◎
広域的な防災拠点	◎
都市計画公園・都市計画緑地等	■
優良農地(農振農用地)	■
広域的な位置づけのある道路	都市計画道路 都市計画道路以外
鉄道(JR)	——
歴史連携軸	○○○○
河川・海	——



御浜都市計画区域(素案) 御浜町の一部

■土地利用規制の基本方針

本区域では人口、世帯数ともに減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。区域内における市街化の動向から急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害は見込まれないため、区域区分は適用せず、用途地域の指定を維持することの他、必要な場合には特定用途制限地域の指定等を検討することにより、無秩序な市街化を抑制します。

■主要な都市計画の決定方針

土地利用に関する方針

○住宅地

地域拠点及びその周辺地では、居住機能を配置し、良好な居住環境の形成や定住の促進、支援を図ります。

既存の市街地では、日常生活に必要な施設に配慮しながら、適切な密度構成にしたがった住宅地を配置します。

○商業・業務地

地域拠点では、地域住民の日常の消費需要に応じた、商業・業務地を配置します。その他の商業・業務地については、地域のまちづくり方針を踏まえ、適切な維持に努めます。

○都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針

拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。これらを除く、一定の広がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。

都市施設の整備に関する方針

○交通施設

リニア中央新幹線や高速バス等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。

道路については、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。加えて、産業振興に資する交流拠点等と市街地とを結ぶ周遊ネットワークの形成を進めます。

バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び周辺の整備に加え、パーク・アンド・バスライド等の利用促進について検討します。

市街地の郊外に所在する集落地等、市街地との連携については、移動円滑化支援のため、バス路線の維持、デマンドシステム(バス、タクシー)等の導入について検討します。

○下水道及び河川

生活環境の改善や、河川等の水質保全を図るため、公共下水道の適正な維持管理を図るとともに、地域の状況に応じた適切な生活排水処理を促進します。

河川については、自然環境や良好な水辺環境の維持等に配慮しつつ、河川整備を進めます。

市街地開発事業に関する方針

中心市街地の活性化や居住環境の改善等に取り組みます。

その他の地域を含め、散在する空き地等を集約・再編し、地域に必要な公共施設等を整備する必要がある場合、柔軟な土地区画整理事業等の適用に向けた検討を行います。

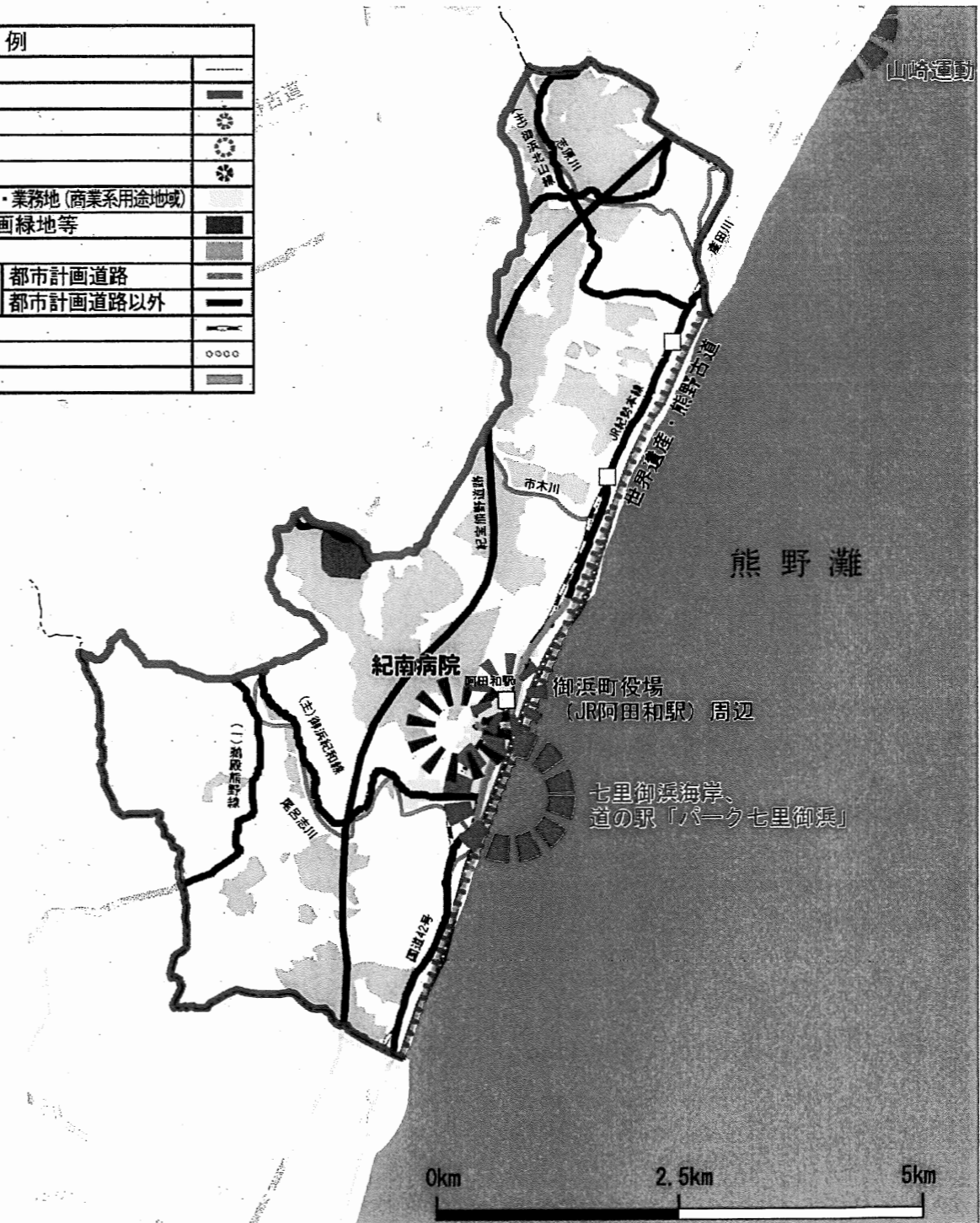
自然的環境の整備又は保全に関する方針

風光明媚な自然環境が保全されている海岸線は、重要な地域資源であることから、適切に保全を図ります。

豊かな自然環境と共生する都市づくりのため、また、CO₂吸収による温室効果ガス削減の観点から、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図ります。

■土地利用構想図

凡例	
行政界	-----
都市計画区域	———
地域拠点(候補)	⊗
交流拠点	⊙
広域的な防災拠点	⊛
住宅地(住宅系用途地域)、商業・業務地(商業系用途地域)	■
都市計画公園・都市計画緑地等	■
優良農地(農振農用地)	■
広域的な位置づけのある道路	———
都市計画道路	———
都市計画道路以外	———
鉄道(JR)	———
歴史連携軸	○○○○
河川・海	———



(4) 三重県流域下水道事業への公営企業会計の適用（条例改正）及び 三重県流域下水道事業経営戦略（仮称）の策定について

1 三重県流域下水道条例の改正

(1) 背景

平成 27 年 1 月 27 日付けで、総務大臣から全国の都道府県知事及び指定都市市長あて、令和 2 年 4 月までに、下水道事業に公営企業会計を適用するよう通知がありました。これを受け、流域下水道の経営や資産の状況を正確に把握し、財政マネジメントの向上を図るため、流域下水道事業にかかる全ての固定資産の調査・評価や企業会計システムの構築等を進めてきました。

(2) 改正の目的

流域下水道事業に公営企業会計を適用するため。

(3) 主な改正内容

流域下水道事業の供用開始に合わせて昭和 62 年に制定した「三重県流域下水道条例」に、地方公営企業の設置、財務規定（発生主義・複式簿記の採用等）の適用、経営の基本などの条項を加えます。

(4) 今後のスケジュール

令和元年11月	三重県流域下水道条例の改正を議案提出
令和2年4月	条例施行

2 経営戦略の策定

(1) 背景

平成 28 年 1 月 26 日付けで、総務省から全国の都道府県等あて、令和 2 年度までには、中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定するよう通知がありました。

(2) 策定の目的

三重県流域下水道事業における経営計画は、これまで 3 年ごとに改定を行う維持管理負担金の単価を定める収支計画として作成してきたところですが、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、公営企業会計の適用に合わせて、中長期的な経営の基本計画として策定します。

(3) 主な内容

流域下水道の現状と課題を踏まえたうえで、経営目標及び目標に向けた取組や、施設・設備にかかる将来的な投資見込額と、その財源を示した投資・財政計画等を定めます。

(4) 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間の計画とします。

(5) 今後のスケジュール

- 令和元年12月 経営戦略中間案を常任委員会で説明
パブリックコメントの実施
- 令和2年3月 経営戦略最終案を常任委員会で説明
ホームページ等により公表

【参考】経営戦略の構成（案）

- | | |
|-----|--------------|
| 第1章 | 策定の主旨 |
| 1 | 目的 |
| 2 | 計画の位置づけ |
| 3 | 計画期間 |
| 第2章 | 経営の基本 |
| 1 | 経営理念（存在意義） |
| 2 | ビジョン（将来の状態） |
| 3 | ミッション（使命） |
| 4 | 経営にあたっての行動基軸 |
| 第3章 | 現状と課題 |
| 1 | 事業の概要 |
| 2 | 今後の見通しと課題 |
| 第4章 | 今後の展開 |
| 1 | 経営目標 |
| 2 | 経営目標に向けた取組 |
| 3 | 成果指標 |
| 4 | 投資・財政計画 |
| 第5章 | 計画の推進 |
| 1 | 進行管理 |
| 2 | 外部からの意見聴取 |

(5) 三重県建設産業活性化プランについて

1 新三重県建設産業活性化プラン（現活性化プラン）の概要

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、災害時の安全・安心の確保や地域の雇用の創出など、重要な役割を担っています。しかしながら、就業者の高齢化、若年就業者の減少が進行しており建設企業の経営環境は厳しい状況となっています。そこで、新たに受注者目線で課題をとらえ、建設業の将来のめざす姿を見据え、建設業の活性化が実感できることをめざして、「新三重県建設産業活性化プラン」(以下「現活性化プラン」という。)を平成29年4月にとりまとめました。

現活性化プランでは、「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」を建設業の将来ビジョンとし、その実現に向けて建設企業が解決すべき課題を「技術力」、「地域貢献」、「経営力」の3つのキーワードに区分して取組を進めています。

なお、現活性化プランの計画期間は、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の期間とあわせて、令和元年度までとしています。

2 現活性化プランの取組と目標の達成状況

(1) 主な取組

① 技術力

- ・生産性向上に向けた取組（建設ICTの活用）
- ・積算能力の向上の取組（予定価格の事後公表の拡大）
- ・総合評価方式適用下限価格の引き下げ
- ・若年就業者等の定着に向けた計画的な育成・支援（資格取得支援）

② 地域貢献

- ・地域維持型業務委託の改善と拡大（除草業務へ拡大）
- ・地域維持型工事発注の実施（河床掘削、路側修繕等）
- ・災害対応訓練の実施

③ 経営力

- ・適正な予定価格の設定（単価改訂頻度の見直し）
- ・低入札価格調査制度の改正（低入札調査基準価格の見直しおよび最低制限価格の上限撤廃等）
- ・入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援
- ・「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大

(2) 目標の達成状況

キーワード	指標	目標	実績(H30末時点)
技術力	若手技術者の登用率 (工事における若手技術者(39歳以下)の主任技術者、監理技術者の登用率)	21%	12.3%
地域貢献	地域維持型共同企業体での施工率 (維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率)	53%	66.5%
経営力	売上高経常利益率	2.72%	3.54%

【技術力】

「若手技術者の登用率」については、目標を達成できていません。登用率が伸びない要因は、若手技術者の減少するなか受注や品質を優先し熟練技術者が配置されたことなどが考えられます。

【地域貢献】

「地域維持型共同企業体での施工率」は目標を達成しています。

地域の安全・安心の担い手である地域の建設企業を存続させるため、引き続き取り組みが必要です。

【経営力】

「売上高経常利益率」は目標を達成しています。しかし、他産業と比較すると、依然として低い値となっています。

※産業全体(国全体) 5.69%

3 県内の建設業の現状と課題

(1) 技術力

①建設業の担い手

県内の建設業就業者数が減少する中、建設業の担い手については、概ね10年後に大量離職が見込まれており、それを補うべき若年入職者の数は不十分となっています。技術者においても同様に高年齢層の増加や若年齢層の減少が進行しています。

大量離職による急激な担い手不足の回避や、これまで現場を支えてきた技能・技術の承継が必要です。

図1 県内の建設業就業者数の推移（三重県）

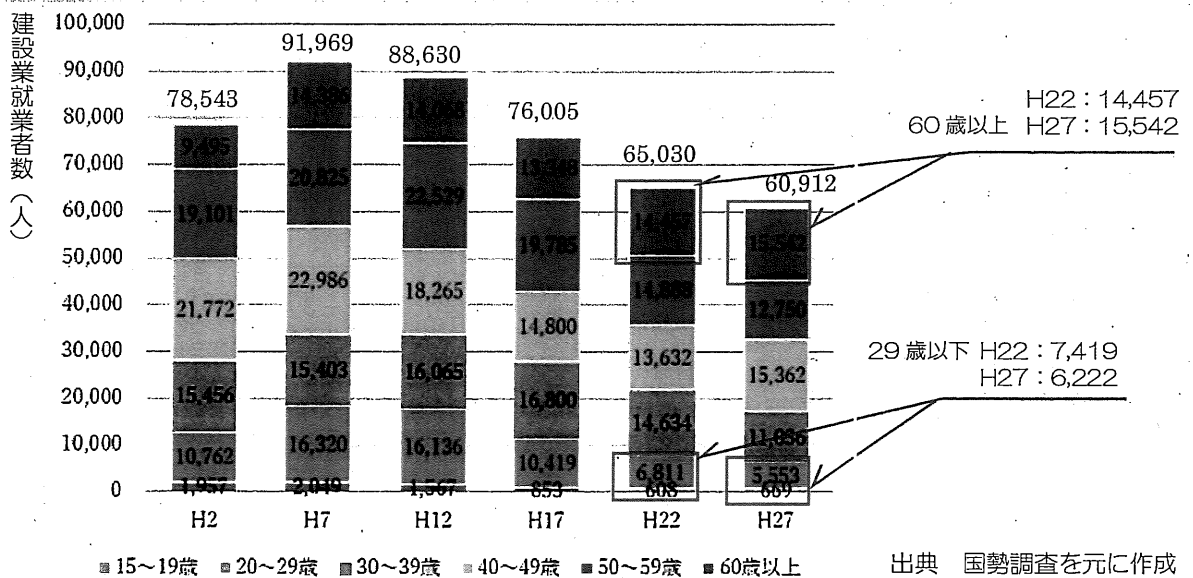
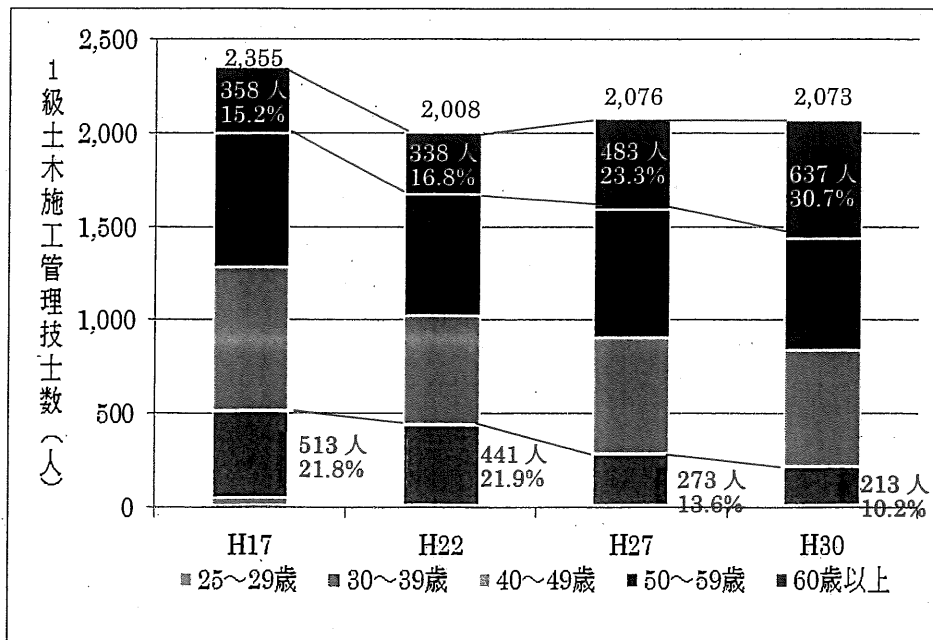


図2 県内の1級技術者数の推移（三重県）



(2) 地域貢献

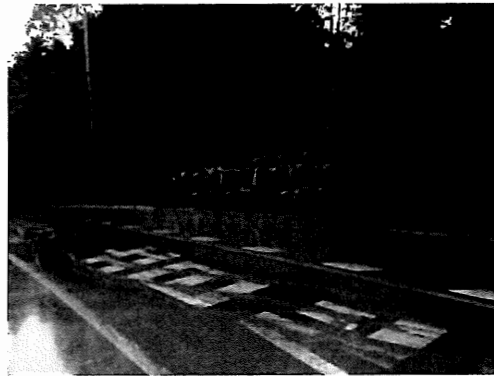
＜災害・家畜伝染病への対応＞

近年、頻発するゲリラ豪雨・台風による災害や突発的な家畜伝染病に対し、その都度、地域の建設企業が緊急対応を担っています。今後も緊急対応を速やかに講じることができる地域の建設企業の体制を維持し続けることが必要です。

○災害協定(※1)による緊急対応

平成29年度は、豪雨・台風による災害が県内各地で発生し、各地域の建設企業が災害協定に基づく緊急対応を計49件実施しました。

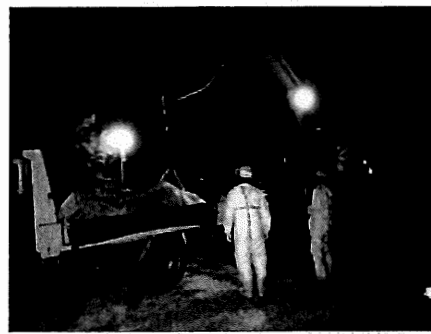
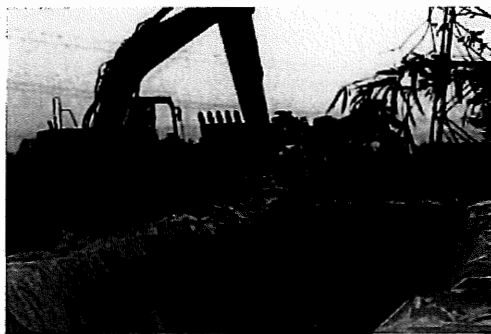
平成29年10月の台風第21号の豪雨では、松阪市内の一般国道166号が土砂崩落により通行止めとなりましたが、災害協定により地域の建設企業が迅速に対応し、当日中に通行止めを解除することができました。



○防疫協定(※2)による緊急対応

令和元年7月にいなべ市で県内初の豚コレラが発生しました。防疫協定により地域の建設企業が昼夜連続で15日間、延べ370人が従事し迅速に埋却処分を完了することができました。

なお、防疫対応を行った三重県建設業協会及び同桑員支部に三重県知事から感謝状が贈呈されました。



※1 三重県と三重県建設業協会が締結している「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」

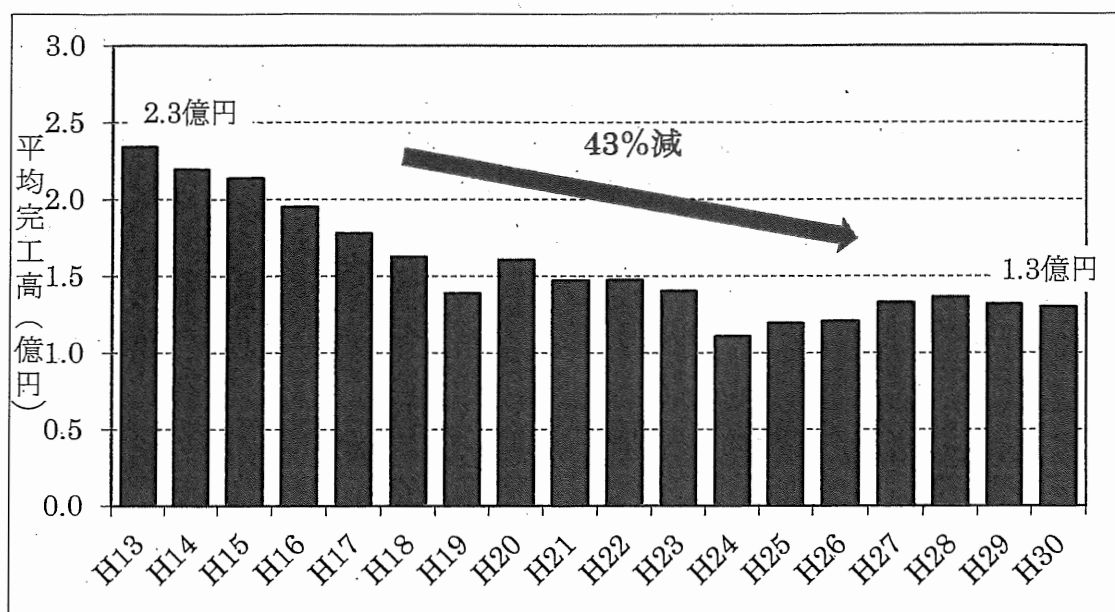
※2 三重県と三重県建設業協会が締結している「家畜伝染病発生時の緊急時における家畜処分の基本協定」

(3) 経営力

①平均完工高

平成30年度の県内の建設業の平均完工高は、約1.3億円で平成13年度の約2.3億円に対し約43%減少しており、県内の建設企業の経営は厳しい状況にあります。

図3 県内の建設業の平均完工高



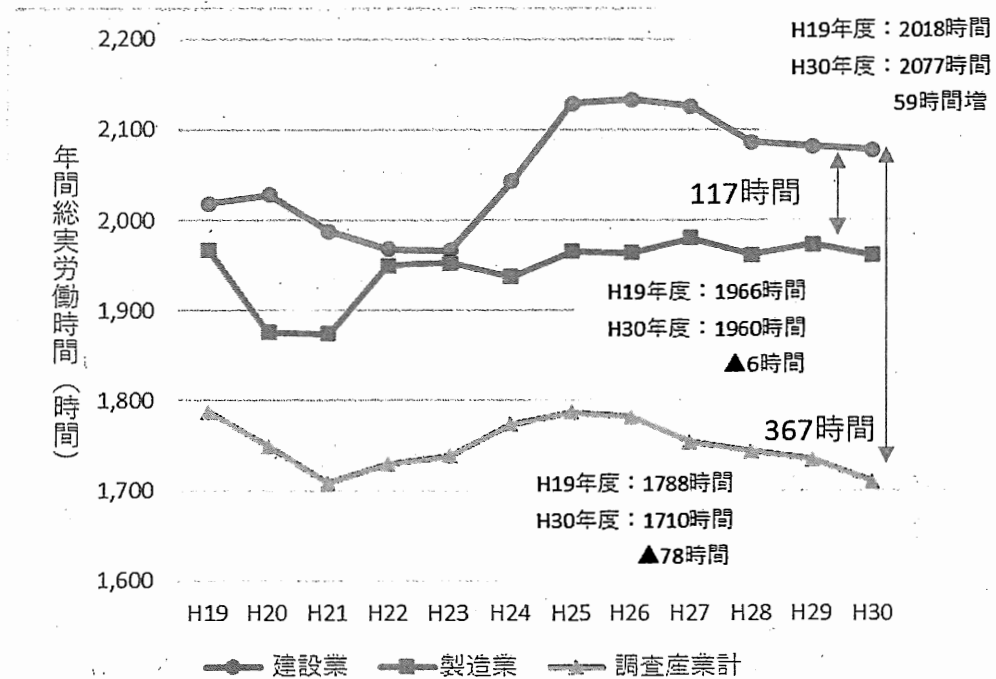
出典 三重県建設工事等入札参加資格者名簿を元に作成

②労働時間

県内の建設業の年間総実労働時間は、全産業と比較して300時間以上、製造業と比べても100時間以上の長時間労働の状況となっています。

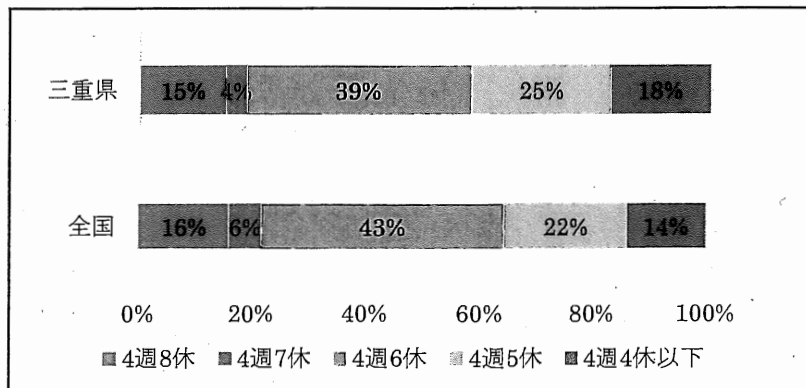
また、4週8休を実施しているのが2割以下の状況となっています。長時間労働の是正等、働き方改革への対応が必要です。

図5 年間総実労働時間の推移（三重県）



出典 三重県毎月勤労統計調査結果を元に作成

図6 建設業における休日の状況（H30）



出典 「地域の守り手」アンケート調査結果（東日本建設業保証株式会社）を元に作成

4 担い手三法の改正

令和元（2019）年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「建設業法」および「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（担い手三法）が改正されました。

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待や働き方改革促進による建設業の長時間労働是正、i-constructionの推進等による生産性の向上などの課題に対応するため、改正された品確法では発注者の責務が追記されました。

<発注者の責務>

○働き方改革の推進

- ・適正な工期設定
- ・施工時期の平準化
- ・適切な設計変更

○生産性の向上への取組

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

○災害時の緊急対応強化

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携

5 次期活性化プランの策定について

現活性化プランの取組により建設業の活性化に向けて、売上高経常利益率の向上など一定の成果はあるものの、将来の担い手を確保し、建設業が災害対応やインフラ整備・メンテナンスの役割を今後も果たしていくことが必要です。

このため、現活性化プランの将来ビジョンである「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」に向けて引き続き取り組み、「担い手3法」の改正を踏まえ、次期活性化プランを策定します。

策定にあたっては、外部委員から構成される「三重県建設産業活性化プラン検討会議」や建設業界と十分な議論を行います。

(参考)三重県建設産業活性化プラン検討会議 委員名簿

役職	氏名	分野
三重大学大学院 生物資源学研究科 教授	酒井 俊典	学識経験者
東日本建設業保証株式会社 三重支店長	松井 博孝	金融関係
三重県信用保証協会 専務理事	真伏 利典	金融関係
公益財団法人三重県産業支援センター 常務理事	濱口 正典	産業・経営
株式会社百五総合研究所 主任研究員	小林 ゆかり	シンクタンク
三重県働き方改革推進アドバイザー 株式会社CREA 代表取締役	柴田 佐織	働き方改革
県立津工業高等学校 建設工学科 科長	庄司 賢人	若手入職
一般社団法人三重県建設業協会 労働委員会委員長	杉本 弘次	建設業関係
市町（発注者協議会） 亀山市産業建設部土木課参事兼課長	服部 政徳	行政
三重県県土整備部 部長	渡辺 克己	行政

6 次期活性化プラン策定にかかる今後の予定

- ・令和元年 11月 活性化プラン検討会議
- ・令和元年 12月 中間案 常任委員会報告
- ・令和2年 2月 活性化プラン検討会議
- ・令和2年 3月 最終案 常任委員会報告、策定

新三重県建設産業活性化プラン 概要

1 策定趣旨

普段、通行している道路や、洪水を防ぐ河川堤防の整備などは、建設業が担っています。これらの公共土木施設を整備し、適切に維持管理をすることで、物流の高度化や洪水・浸水の被害の軽減など、その機能が発揮され、県民の皆さんの安全・安心で快適な生活、高度な経済活動が成り立っています。

これまで質の高い公共土木施設を整備し、維持修繕を行ってきたのが優良な建設業であり、今後も公共土木施設の整備、維持修繕は地域の建設業が担うこととなります。

また、地域の建設業は東日本大震災や熊本地震などの災害時に、道路啓開や応急対応などにあたり、緊急物資の輸送や二次災害の防止に貢献しました。

このように、将来にわたり重要な役割を担い、必要とされる建設業ですが、計画的・安定的な受注ができないなど、建設企業を経営していくことが困難な状況となっています。

そのため、建設業の活性化が実感できることをめざして、「新三重県建設産業活性化プラン」を策定します。

2 新三重県建設産業活性化プラン取組方針

建設業の活性化のためには、すべての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業が取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が本プランに基づき、活性化に向けた取組を進めます。

3 計画期間

「みえ県民力ビジョン 第二次行動計画」の期間と合わせて、平成31年度までとします。

4 将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」

～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

5 建設業のめざすべき姿

(1) 社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、良質な社会資本を提供するとともに、高度経済成長の時期に整備し、老朽化の進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割を果たします。そのために、若年者等の技術者・技能者を確保し、公共工事の品質を確保できる確かな技術・技能を将来にわたり維持・継承できることをめざします。

(2) 地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生が危惧される中で、災害発生時における復旧・復興という重要な役割を果たします。そのために、発災後に迅速に復旧・復興作業に対応できる能力を持ち続け、地域の安全確保に欠かせない建設企業として存在することをめざします。

(3) 地域の雇用に貢献する建設業

建設業は、地域の産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割を果たします。そのために、地域の人たちを継続的に雇用できる安定した経営基盤を確立し、将来にわたって存続できることをめざします。

6. 建設業をとりまく現状

(1) 確かな技術力を持つ建設企業

1. 県内の建設投資は、平成3年度の1兆4,658億円をピークに減少しており、平成26年度には6,761億円とピーク時の半以下となっています。
2. 本県の当初予算額は、平成12年度の1,545億円をピークに減少しており、平成28年度は599億円とピーク時の約40%となっています。
3. 平成27年度の国土交通省の発注した三重県内の建設企業が参加可能な工事（一般土木）は、約198億円でしたが、三重県内の建設企業がすべて受注しているわけではなく、約23%（約46億円）の工事は三重県外の建設企業が受注しています。
4. 三重県内の常勤の現場労働者は、平成20年度に約8,400人であったのに対し、平成26年度には約6,600人まで減少しています。
5. 建設業に就労した新規高校卒業者の約半数が3年以内に離職しています。
6. 県内の一級土木施工管理技士のうち、39歳以下の一級土木施工管理技士が占める割合は、平成17年度は全体の約22%でしたが、平成27年度は約14%まで低下しました。
7. 平成27年度に県が総合評価方式で発注した工事の配置予定技術者の平均年齢は約49歳であり、若手技術者が工事を担当する機会が減少しています。

(2) 地域に必要とされる建設企業

1. 近年は局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生も危惧されています。時間50mm以上の豪雨の発生回数は、30年前と直近10年を比べると約1.25倍です。南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70%程度とされています。
2. 災害協定を締結しているA・Bランク建設企業の分布を旧市町村別に見ると、平成28年度において旧9町村で災害対応空白地が発生しています。
3. 県土整備部の維持管理費は、平成18年度は約72億円でしたが、平成28年度は約88億円に増加しています。
4. 平成26、27年度に実施した道路施設の点検結果において、概ね5年以内に修繕が必要な施設の割合は、橋梁では全体の約6%、トンネルでは約58%、横断歩道橋では約52%であり、継続的な維持修繕が必要な状況です。

(3) 未来に存続する建設企業

1. 本県の入札参加資格登録者は、当初予算額がピークであった平成12年度と比べ平成28年度では6%程度の減少にとどまっており、過剰供給構造となっています。
2. 価格競争では、約66%の入札においてくじ引きによる落札が発生している状況です。
3. 平成27年度の県土整備部・農林水産部の土木一式工事において、入札参加建設企業の約42%が工事を受注できませんでした。
4. 県土整備部の発注件数について、各四半期ごとの発注件数の差は近年では縮まっているものの、第1四半期では100件前後であるのに対し、第2～4四半期ではいずれの期間においても250件以上となっています。
5. 建設業の売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）は、平成26年度は2.72%（過去最高値）でしたが、平成27年度は2.63%に低下しました。
6. 平成25年度の三重県における工事落札率が平均89.3%であるのに対し、近隣県は93%以上であり、三重県の工事落札率は近隣県より低い状況です。
7. 三重県の公共工事設計労務単価は、主要11職種において平成25年度に比べ平成27年度で約10%上昇していますが、大工や左官の賃金は聞き取り調査では約1%しか上昇していません。
8. 建設業の従事者は減少しており、特に本県の39歳以下の就業者数は、平成17年の約28,000人に比べ、平成22年は約22,000人と著しく減少しています。
9. 県立高等学校において、従来から土木・建築系学科が無かった東紀州地域に加え、伊賀地域においても土木・建築系の学科が無くなっています。
10. 休業4日以上死傷者数は年々減少しているものの、建設現場での事故はニュースなどに大きく取り上げられ、危険な業種として認識されています。
11. 大学生を対象としたアンケートでは、平成24年度から、行きたくない会社として、「休日が少ない会社」と回答する学生の割合が年々高くなっています。
12. 公共工事の約8割の工事は4週4休もしくは4週5休であり、完全週休二日制を実施している工事は5%となっています。

7 めざすべき建設企業像

(1) 確かな技術力を持つ建設企業をめざして（技術力）

～ここで解決すべき課題～

1. 建設投資の減少による工事量の減少に対する対応
2. 国等の県発注工事以外の公共工事を受注するための技術力の向上
3. 新しい技術（建設ICTなど）による生産性の向上
4. 若年就業者等の定着促進
5. 若年就業者の有資格者の増加

(1-1) 国などの県発注工事以外の公共工事も受注できる技術力を身に着けます。

(1-2) 若年就業者を育成し技術・技能を適切に継承します。

(2) 地域に必要とされる建設企業をめざして（地域貢献）

～ここで解決すべき課題～

1. 局地的な豪雨の頻発等の自然災害から地域を守る
2. 南海トラフ地震等大規模災害に対する準備
3. 災害対応空白地をカバーする体制の構築
4. 公共土木施設の健全化をめざす
5. 地域に必要な地域貢献の継続
6. 社会的責務を果たす

(2-1) 社会基盤の安全確保を担うことにより地域住民の生活を守ります。

(2-2) 複数の企業で協力体制を構築し大規模災害などに備えます。

(2-3) 建設企業の特性を生かした地域貢献を通じて、地域の一員としての責任を果たします。

(3) 未来に存続する建設企業をめざして（経営力）

～ここで解決すべき課題～

1. 計画的な経営のための情報の入手
2. 効率的な業務に向けた事業連携
3. 受注機会の拡大
4. 第1四半期における閑散期の解消
5. 売上高経常利益率の向上
6. 適正価格での受注の拡大
7. 元請下請関係の改善
8. 継続的な若年者等の確保
9. 労働環境の改善

(3-1) 協業化による企業連携を強化し、企業存続をめざします。

(3-2) 計画的な受注により、将来につながる経営基盤強化を図ります。

(3-3) 適正な利潤が確保される価格での契約により下請企業を含む関連企業に利潤が配分され、業界全体が安定経営できるようにめざします。

(3-4) 「土日完全週休二日制」の実施など労働環境の改善に業界全体でめざし、働きやすい職場と人材の確保を図ります。

8 取組目標と具体的な取組

(1) 確かな技術力を持つ建設企業

取組目標 工事における若手技術者の登用率

技術の継承を進めるためには、若手技術者（39歳以下）の活用が必要なことから、若手技術者の配置技術者への登用率を17.5%（H27）から21%にします。

取組1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力

- 総合評価方式対応力向上の取組 ●国等に対する県内建設企業受注機会拡大の要望
- 生産性向上に向けた取組 ●積算能力の向上の取組

取組2 技術力向上に向けた取組

- 総合評価方式適用下限価格の引き下げ ●若年就業者等の定着に向けた計画的な育成・支援
- 技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援 ●優良工事の表彰 ●建設キャリアアップシステムの活用の検討
- 総合評価方式における工事成績評価方法の見直し

取組3 若手技術者が活躍する場の創出

- 若手技術者対象工事の発注 ●熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

(2) 地域に必要なとされる建設企業

取組目標 維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率

社会基盤施設の機能を適正に維持し、継続的に地域を守るためには、維持修繕工事全般を継続的に施工する体制づくりが必要なことから、維持修繕工事全般で地域維持型共同企業体が占める割合を43.6%（H27）から53%にします。

取組4 建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進

- 地域維持型業務委託の改善と拡大 ●地域維持型工事発注の実施 ●維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し

取組5 大規模災害発生後の復旧体制の確立

- ①災害復旧対応能力維持の取組
- 災害対応訓練の実施
- ②災害復旧対応体制維持の取組
- 地域を支える建設企業の育成

(3) 未来に存続する建設企業

取組目標 売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の企業）

厳しい経営状況におかれている建設業が未来に存続するためには、安定した経営が必要なことから、売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）2.63%（H27）を2.72%にします。

取組6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

- ①計画的・安定的な受注のための取組
- 地域機関ごとの事業規模の明確化 ●公共工事の発注見通しの改善 ●受注機会均等化の取組
- ②建設企業の協業化を進めるための取組
- 入札参加業者数の改善 ●管内下請の導入
- ③月別受注量の平準化の取組
- ゼロ負債・債務負担行為の活用 ●余裕期間制度の導入と活用

取組7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- ①工事単位の利益率の向上の取組
- 適正な予定価格の設定 ●総合評価方式における価格評価方法の見直し ●低入札価格調査制度の改正
- 現場状況の変化に対応した適切な設計変更 ●標準工期の見直し
- ②受注者の事務負担等の軽減取組
- ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大 ●総合評価方式における提出書類の簡素化 ●電子化の推進
- 円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有
- ③下請企業（技能労働者）の利潤確保
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用 ●技能労働者の賃金等の調査の実施
- 重層下請の改善 ●総合評価方式適用下限価格の引き下げ（再掲）

取組8 入職促進の取組

- 入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援 ●建設業の理解のためのPR

取組9 完全週休二日制など労働環境改善の取組

- 「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大 ●安全な職場環境づくりの促進
- 女性就業者の職場環境の改善

(6) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

平成 30 年度において、県土整備部の公の施設で指定管理者に管理を行わせた施設は以下のとおりです。

これらの施設について、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、平成 30 年度分の管理状況を報告します。

さらに、平成 30 年度をもって指定期間が終了した三重県流域下水道施設、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅について、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果を併せて報告します。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間	報告内容	
			H30 年度 管理状況	全期間 評価
県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園	H30. 4. 1～ R5. 3. 31	○	
県営都市公園 鈴鹿青少年の森	三重県森林組合連合会	H30. 4. 1～ R5. 3. 31	○	
県営都市公園 亀山サンシャインパーク	サンシャインパーク GM	H30. 4. 1～ R5. 3. 31	○	
県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地	H30. 4. 1～ R5. 3. 31	○	
県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島クリエーション 都市開発株式会社	H30. 4. 1～ R5. 3. 31	○	
三重県 流域下水道施設	公益財団法人三重県下 水道公社	H26. 4. 1～ H31. 3. 31	○	○
三重県営住宅 ＜北勢ブロック＞	鈴鹿亀山不動産事業協 同組合	H26. 4. 1～ H31. 3. 31	○	○
三重県営住宅及び三重 県特定公共賃貸住宅 ＜中勢伊賀ブロック＞	伊賀南部不動産事業協 同組合	H26. 4. 1～ H31. 3. 31	○	○
三重県営住宅及び三重 県特定公共賃貸住宅 ＜南勢ブロック＞	三重県南勢地区管理事 業共同体	H26. 4. 1～ H31. 3. 31	○	○
三重県営住宅 ＜東紀州ブロック＞	三重県南勢地区管理事 業共同体	H26. 4. 1～ H31. 3. 31	○	○

■指定管理者の自己評価の基準

評価項目1の評価：

- 「A」業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」業務計画を順調に実施している。
- 「C」業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価項目2、3の評価：

- 「A」当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」当初の目標を達成している。
- 「C」当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

■県の評価の基準

- 「+」指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成30年度分>(概要)

施設の名称	県営都市公園 北勢中央公園				県営都市公園 鈴鹿青少年の森			
指定管理者の名称	株式会社名阪造園				三重県森林組合連合会			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 ・公園の利用者への案内に関する業務 ・条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 ・公園施設のうち野球場、テニスコートの利用の許可 ・公園の利用の促進 ・その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 ・公園の利用者への案内に関する業務 ・条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 ・公園の利用の促進 ・その他の業務 			
成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	年間公園利用者数		235,000人	240,585人	年間公園利用者数		280,000人	269,348人
評価項目と内容	H29		H30		H29		H30	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	A		B		A		B	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書に基づき、植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・年18回のイベントを開催するなど、業務仕様書に基づき、公園の利用促進を図ったことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・年間公園利用者数が成果目標の102.4%となり、目標を達成したことから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き成果目標を達成していくため、利用者拡大に取り組むことを期待する。 ・利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書に基づき、植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・年22回の自主事業を開催、施設の利用申込み状況のホームページへの掲載、イベント情報の積極的な提供など、業務仕様書に基づき、公園の利用促進を図ったことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・年間公園利用者数が成果目標の96.2%となったが、達成率が95%を超えていることから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標を達成していくため、利用者の要望の反映や情報発信の強化など、利用者拡大に取り組むことを期待する。 ・利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成30年度分>(概要)

施設の名称	県営都市公園 亀山サンシャインパーク			県営都市公園 大仏山公園				
指定管理者の名称	サンシャインパークGM			有限会社太陽緑地				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコート及びゲートボール場の利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	年間公園利用者数		810,000人	778,688人	年間公園利用者数		215,000人	209,660人
評価項目と内容	H29		H30		H29		H30	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況			B		B		B	
2 施設の利用状況			B		B		B	
3 成果目標及びその実績			B		B		B	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務仕様書に基づき、植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 指定管理者主催のイベントに加え、ハイウェイオアシス館と協働したイベントを開催するなど、業務仕様書に基づき、公園の利用促進を図ったことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年間公園利用者数が成果目標の96.1%となったが、達成率が95%を超えていることから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、公園としての魅力を増進させ、集客に取り組むことを期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務仕様書に基づき、植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 恒例となった大型イベントのほかに年5回のテニス教室及び「星の観察会」、「ミニ門松教室」の実施など、業務仕様書に基づき、公園の利用促進を図ったことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年間公園利用者数が成果目標の97.5%となったが、達成率が95%を超えていることから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、より多様な自主事業を展開し、サービスの向上に取り組むことを期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成30年度分>(概要)

施設の名称	県営都市公園 熊野灘臨海公園				三重県流域下水道施設			
指定管理者の名称	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社				公益財団法人三重県下水道公社			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道の機械設備及び電気設備の運転操作に関する業務 流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 その他の業務 			
主な成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	年間公園利用者数		580,000人	665,641人	目標放流水質 (最大値) 【北部浄化センター】	COD	18mg/l	7.9mg/l
						T-N	12mg/l	10mg/l
					汚泥含水率 【北部浄化センター】		76%以下	74.3%
評価項目と内容	H29		H30		H29		H30	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		A	
3 成果目標及びその実績	C		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務仕様書に基づき、植物及び公園施設の管理を適切に行ったことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「まんぼうまつり」等多数のイベントの開催やライダー向けイベントの誘致など、業務仕様書に基づき、公園の利用促進を図ったことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 年間公園利用者数が成果目標の114.8%となり、目標を大幅に上回ったことから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き利用者増に向けた積極的な取組を行うとともに、近隣観光施設及び行政とも連携し、当公園の魅力を発信していくことを期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 目標放流水質を遵守しながら、施設の稼働条件や薬品の注入条件の変更等によりコスト縮減に取り組んだことから、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 施設見学者数及び出前教室受講者数の合計が昨年度を1,196人上回る6,638人となるなど、下水道の普及啓発に積極的に取り組んだことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 目標放流水質を遵守しながら、コスト縮減に取り組んだことから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も良好な放流水質を確保するとともに、引き続きコスト縮減に取り組むことを期待する。 施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減に向けた効果的な点検や適切な維持修繕を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成30年度分>(概要)

施設の名称	三重県営住宅〈北勢ブロック〉			三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅〈中勢伊賀ブロック〉				
指定管理者の名称	鈴鹿亀山不動産事業協同組合			伊賀南部不動産事業協同組合				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務（県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務（県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均4.1回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均6.7回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	H29		H30		H29		H30	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総合的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、84.9%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・平成30年度の入居率は前年度から減少しているものの減少幅が1.5%であったため、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応（迅速かつ誠実な対応）」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて81.9%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて84.9%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を、81.9%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、89.5%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・平成30年度の入居率は前年度から減少しているものの減少幅が3.1%であったため、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応（迅速かつ誠実な対応）」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて83.2%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて89.5%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を、83.2%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成30年度分>(概要)

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)				三重県営住宅(東紀州ブロック)			
指定管理者の名称	三重県南勢地区管理事業共同体				三重県南勢地区管理事業共同体			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			
成果目標及び実績	内容	目標	実績		内容	目標	実績	
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.7回		建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.7回	
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	
評価項目と内容	H29		H30		H29		H30	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		A		A	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、89.5%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・平成30年度の入居率は前年度から減少しているものの減少幅が2.5%であったため、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて87.6%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて89.5%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を、87.6%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、89.5%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・平成30年度の入居率は前年度に対して1.0%の増加となったことから、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて82.6%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて89.5%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を、82.6%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価> (概要)

施設の名称	三重県流域下水道施設						三重県営住宅<北勢ブロック>					
指定管理者の名称	公益財団法人三重県下水道公社						鈴鹿亀山不動産事業協同組合					
指定の期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日						平成26年4月1日～平成31年3月31日					
評価項目	H26		H27		H28		H26		H27		H28	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	B		B		B	+	A		A		A	
施設の利用状況	B		B		B		B		B		B	
成果目標及びその実績	B		B	-	B	+	A		A		A	
	H29		H30		/		H29		H30		/	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			指定管理者の自己評価	県の評価				
管理業務の実施状況	B		A				A		A			
施設の利用状況	B		A				B		B			
成果目標及びその実績	A		A				A		A			
指定期間全体の県の総括評価	<p>・基本協定書、業務計画書等に基づき、指定期間中、良好な放流水質を確保すること、いかなる状況下でも安定してサービスを提供すること、継続的に管理コストの縮減を図ること、施設の延命化を図ることなどを基本方針として、施設の維持管理に努め、流入する汚水を良好な水質に処理し、伊勢湾の水質保全及び改善に寄与した。</p> <p>・本指定管理期間におけるコスト縮減について、目標額を達成したと評価できる。</p> <p>・下水道に関する理解を深め、正しい利用方法などの啓発を図るため、浄化センターへの施設見学者の受け入れ、観察や実験を中心とした下水道出前教室の実施、普及啓発施設の利用等により、下水道の普及啓発に取り組んだ。</p>						<p>・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認(毎月2回以上)」及び「迅速かつ誠実な対応(1時間以内)」を全期間を通じて達成した。</p> <p>・施設修繕、管理においては、競争入札を取り入れる等適正な競争を導入したり、施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。また、指定管理期間を通して、団地環境の整備に力を注ぎ、団地の住環境を向上させるとともに、修繕等については適切な対応を迅速に行った。</p> <p>・南米国籍の入居者が比較的多いため、スペイン語、ポルトガル語の通訳のできる者を常勤雇用して、入居者との意思疎通を図った。</p> <p>・入居者を対象に毎年度実施しているアンケート調査においても、平均86.5%から「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を得た。</p>					

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価> (概要)

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 〈中勢伊賀ブロック〉				三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 〈南勢ブロック〉							
	指定管理者の 名称		伊賀南部不動産事業協同組合				三重県南勢地区管理事業共同体					
指定の期間		平成26年4月1日～平成31年3月31日				平成26年4月1日～平成31年3月31日						
評価項目	H26		H27		H28		H26		H27		H28	
	指定管理 者の自己 評価	県の 評価	指定管理 者の自己 評価	県の 評価	指定管理 者の自己 評価	県の 評価	指定管理 者の自己 評価	県の 評価	指定管理 者の自己 評価	県の 評価	指定管理 者の自己 評価	県の 評価
管理業務の 実施状況	A		A		A		A		A		A	
施設の利用 状況	B		B		B		B		B		B	
成果目標及び その実績	A		A		A		A		A		A	
	H29		H30		/		H29		H30		/	
	指定管理 者の自己 評価	県の 評価	指定管理 者の自己 評価	県の 評価			指定管理 者の自己 評価	県の 評価	指定管理 者の自己 評価	県の 評価		
管理業務の 実施状況	A		A				A		A			
施設の利用 状況	B		B				B		B			
成果目標及び その実績	A		A		A		A					
指定期間全体の 県の総括評価	<p>・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認(毎月2回以上)」及び「迅速かつ誠実な対応(1時間以内)」を全期間を通じて達成した。</p> <p>・施設修繕、管理においては、競争入札を取り入れる等適正な競争を導入したり、施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。また、指定管理期間を通して、違法駐車車両に対して、警告書の貼付や所有者への撤去指導等により排除する等団地の住環境を向上させるとともに、修繕等については適切な対応を迅速に行った。</p> <p>・災害が発生した場合等の緊急時に備え、平日・夜間・休日の緊急連絡先の周知を行った。</p> <p>・入居者を対象に毎年度実施しているアンケート調査においても、平均87.8%から「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を得た。</p>						<p>・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認(毎月2回以上)」及び「迅速かつ誠実な対応(1時間以内)」を全期間を通じて達成した。</p> <p>・施設修繕、管理においては、競争入札を取り入れる等適正な競争を導入したり、施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。また、指定管理期間を通して、駐輪場に放置された子供用玩具、自転車、バイク等を整理すること等団地の住環境を向上させるとともに、修繕等については適切な対応を迅速に行った。</p> <p>・災害が発生した場合等の緊急時に備え、平日・夜間・休日の緊急連絡先の周知を行った。</p> <p>・入居者を対象に毎年度実施しているアンケート調査においても、平均87.7%から「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を得た。</p>					

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価> (概要)

施設の名称	三重県営住宅<東紀州ブロック>					
指定管理者の名称	三重県南勢地区管理事業共同体					
指定の期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日					
評価項目	H26		H27		H28	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	A		A		A	
施設の利用状況	A		A		B	
成果目標及びその実績	A		A		A	
	H29		H30			
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
管理業務の実施状況	A		A			
施設の利用状況	A		A			
成果目標及びその実績	A		A			
指定期間全体の県の総括評価	<p>・業務仕様書、指定管理契約に基づき、着実に業務を実施し、成果目標である「建物等の点検確認(毎月2回以上)」及び「迅速かつ誠実な対応(1時間以内)」を全期間を通じて達成した。</p> <p>・施設修繕、管理においては、競争入札を取り入れる等適正な競争を導入したり、施工監理の適正化などに取り組み、コスト削減に努めた。また、指定管理期間を通して、過去の台風による災害経験を踏まえ、水没の危険性がある団地において土嚢袋を活用し水害に備える等団地の住環境を向上させるとともに、修繕等については適切な対応を迅速に行った。</p> <p>・災害が発生した場合等の緊急時に備え、平日・夜間・休日の緊急連絡先の周知を行った。</p> <p>・入居者を対象に毎年度実施しているアンケート調査においても、平均94.2%から「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価を得た。</p>					

(7) 審議会等の審議状況（令和元年6月3日～令和元年9月17日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和元年8月6日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 委員 小菅 まみ 他3名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・林道（経ヶ峰線）事業 ・林道（浅谷越線）事業 ・海岸侵食対策（宇治山田港海岸）事業
5 調査審議結果	事業の継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和元年9月17日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 委員 木下 誠一 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・道路（（主）七色峡線（瀬戸バイパス））事業 ・道路（国道368号伊賀名張拡幅1工区）事業 ・道路（国道368号伊賀名張拡幅2工区）事業
5 調査審議結果	事業の継続が了承された。
6 備考	